

第 2 一般会計

(A) 歳 出

社会保障関係費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
39,055,889	(38,293,828) 40,960,583	(762,061) △ 1,904,694

1 年金給付費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
13,901,164	13,691,642	209,522

この経費は、「国民年金法」(昭34法141)、「厚生年金保険法」(昭29法115)等に基づく年金給付等に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
国家公務員共済組合連合会等助成費	78,084	78,735
職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	0	0
特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入	2,164	2,266
公的年金制度等運営諸費	471,690	432,664
基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	13,344,413	13,173,352
年金特別会計へ繰入	213,782	225,004
厚生年金保険給付費国庫負担金繰入	195,321	206,258
拠出制国民年金国庫負担金繰入	18,460	18,746
福祉年金等年金特別会計へ繰入	153	154
基礎年金年金特別会計へ繰入	13,130,478	12,948,195
厚生年金基礎年金国庫負担金繰入	10,948,021	10,743,782

国民年金基礎年金国庫負担金繰入	2,182,457	2,204,413
-----------------	-----------	-----------

私的年金制度整備運営費	4,813	4,624
-------------	-------	-------

計	13,901,164	13,691,642
---	------------	------------

また、所管別に区分して示すと、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
財務省	78,084	78,735
厚生労働省	13,823,080	13,612,907
計	13,901,164	13,691,642

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入

「国民年金法」(昭34法141)等に基づく基礎年金の国庫負担割合については、消費税増収分等を活用した2分の1への引上げの恒久化等により、厚生年金保険については11,143,343百万円、国民年金については2,200,917百万円を計上している。また、福祉年金等に係る国庫負担金については、153百万円を計上している。

(2) 公的年金制度等運営諸費

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」(平24法102)に基づき、所得が一定の基準を下回る等の要件を満たす年金受給者に給付金を支給するため、国庫負担金として471,690百万円を計上している。

2 医療給付費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
12,689,520	(12,336,831) 12,377,430	(352,689) 312,090

この経費は、「健康保険法」(大11法70)、「国民健康保険法」(昭33法192)、「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭57法80)等に基づく医療保険給付等に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
母子保健衛生対策費	3,396	3,435
児童虐待防止等対策費	5,092	4,836
障害児支援等対策費	5,365	5,381
感染症対策費	3,140	(3,105) 3,505
特定疾患等対策費	156,574	147,981
原爆被爆者等援護対策費	23,696	25,382
医療提供体制基盤整備費	64,731	61,299
医療保険給付諸費	10,682,630	(10,396,865) 10,437,064
全国健康保険協会保険給付費等補助金	1,176,429	(1,189,877) 1,232,461
全国健康保険協会後期高齢者医療費支援金等補助金	116	102
国民健康保険組合療養給付費補助金	177,584	173,053
国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金等補助金	64,371	58,319
後期高齢者医療給付費等負担金	4,717,270	4,560,711
健康保険組合連合会交付金交付事業費負担金	30,000	10,000
国民健康保険療養給付費等負担金	1,602,594	1,598,967
国民健康保険後期高齢者医療費支援金等負担金	544,024	(502,614) 500,753
後期高齢者医療等財政調整交付金	1,525,820	1,474,959
国民健康保険財政調整交付金	562,257	557,740
国民健康保険後期高齢者医療費支援金等財政調整交付金	153,002	(141,360) 140,837

国民健康保険 保険者努力支 援交付金	129,162	129,162
麻薬・覚醒剤等 対策費	0	0
生活保護等対策 費	1,439,004	1,397,577
障害保健福祉費	305,891	290,970
心神喪失者等 医療観察法入 院等決定者医 療費	18,608	18,364
精神障害者医 療保護入院費 補助金	154	182
精神障害者措 置入院費負担 金	6,270	5,866
障害者医療費 負担金	280,859	266,559
計	12,689,520	(12,336,831) 12,377,430

また、所管別に区分して示すと、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
内閣府	13,853	13,652
厚生労働省	12,675,667	(12,323,179) 12,363,778
計	12,689,520	(12,336,831) 12,377,430

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 特定疾患等対策費

「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平 26 法 50)及び「児童福祉法」(昭 22 法 164)に基づく地方公共団体が支弁する特定医療費等の国庫負担として、156,574 百万円を計上している。

(注) 難病・小児慢性特定疾病対策費としては、この医療給付費に計上されているほか、難治性疾患の原因解明、診断・治療法の開発等を促進するための総合的・戦略的な研究開発費等が科学技術振興費等に計上されており、難病・小児慢性特定疾病対策費の総額は171,128百万円となっている。

(2) 原爆被爆者等援護対策費

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平 6 法 117)に基づく原爆被爆者に対する医療の給付として、23,696 百万円を計上している。

(3) 医療提供体制基盤整備費
「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平元法 64)に基づき、消費税増収分を活用し、地域医療介護総合確保基金(医療分)を各都道府県に設置し、病床機能の分化・連携の推進、病床機能の再編支援及び勤務医の働き方改革の推進等を図るために 64,731 百万円を計上している。

(4) 医療保険給付諸費
(イ) 全国健康保険協会管掌健康保険等
「健康保険法」(大 11 法 70)及び「船員保険法」(昭 14 法 73)に基づく全国健康保険協会の療養給付費等に対する国庫補助等として、1,206,546 百万円を計上している。

(ロ) 国民健康保険
「国民健康保険法」(昭 33 法 192)に基づく市町村等の療養給付費等に対する国庫負担等として、3,232,995 百万円を計上している。

(ハ) 後期高齢者医療
「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭 57 法 80)に基づく後期高齢者医療広域連合の療養給付費等に対する国庫負担等として、6,243,089 百万円を計上している。

(5) 生活保護等対策費
「生活保護法」(昭 25 法 144)に基づき、地方公共団体が支弁する医療扶助費及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(平 6 法 30)に基づく医療支援給付金に対する国庫負担として、1,439,004 百万円を計上している。

(6) 障害保健福祉費
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平 17 法 123)等に基づき、地方公共団体が支弁する障害者自立支援医療費等に対する国庫負担等として、305,891 百万円を計上している。

3 介護給付費

8 年度(百万円)	7 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
3,780,595	(3,727,385) 3,725,809	(53,210) 54,786

この経費は、「介護保険法」(平 9 法 123)等に基づく介護保険給付等に必要経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	8 年度(百万円)	7 年度(百万円)
生活保護等対策費	91,372	86,143
高齢者日常生活支援等推進費	180,733	179,954
介護保険制度運営推進費	3,508,490	(3,461,289) 3,459,712
全国健康保険協会介護納付金補助金	53	52
国民健康保険組合介護納付金補助金	21,313	21,496
介護給付費等負担金	2,539,994	2,504,672
国民健康保険介護納付金負担金	172,774	(170,308) 169,078
介護給付費財政調整交付金	677,087	661,918
国民健康保険介護納付金財政調整交付金	48,593	(47,899) 47,553
医療介護提供体制改革推進交付金	28,677	34,944
介護保険保険者努力支援交付金	20,000	20,000
計	3,780,595	(3,727,385) 3,725,809

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 生活保護等対策費
「生活保護法」(昭 25 法 144)に基づき、地方公共団体が支弁する介護扶助費及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(平 6 法 30)に基づく介護支援給付金に対する国庫負担として、91,372 百万円を計上している。

(2) 高齢者日常生活支援等推進費
介護予防・日常生活支援総合事業や地域包括支援センターの実施体制の確保等を行うこととし、180,733 百万円を計上している。

そのうち、消費税増収分等を活用し、認知症施策や在宅医療・介護連携等を充実することとし、25,399 百万円を計上している。

(3) 介護保険制度運営推進費

「介護保険法」(平9法123)に基づく市町村の介護給付費に対する国庫負担等として、3,508,490百万円を計上している。

そのうち、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平元法64)に基づき、消費税増収分を活用し、地域医療介護総合確保基金(介護分)を各都道府県に設置し、介護施設の整備や介護人材の確保等を図るために28,677百万円を計上している。

4 少子化対策費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
3,533,531	(3,521,312) 3,539,101	(12,219) △ 5,570

この経費は、「子ども・子育て支援法」(平24法65)等に基づくこども・子育て支援に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
児童手当等子ども・子育て支援特別会計へ繰入	2,603,350	2,602,933
児童手当子ども・子育て支援特別会計へ繰入	1,010,780	1,053,080
子どものための教育・保育給付等子ども・子育て支援特別会計へ繰入	1,527,450	1,484,668
乳児等のための支援給付子ども・子育て支援特別会計へ繰入	11,627	4,186
地域子ども・子育て支援事業子ども・子育て支援特別会計へ繰入	53,492	60,999
児童虐待防止等対策費	162,079	(154,310) 172,099
国立児童自立支援施設	156	156
大学等修学支援費	656,743	653,205
育児休業給付費等子ども・子育て支援特別会計へ繰入	111,203	110,707

計	3,533,531	(3,521,312) 3,539,101
---	-----------	--------------------------

また、所管別に区分して示すと、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
内 閣 府	3,422,328	(3,410,605) 3,428,394
厚生労働省	111,203	110,707
計	3,533,531	(3,521,312) 3,539,101

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 児童手当等子ども・子育て支援特別会計へ繰入

(イ) 児童手当子ども・子育て支援特別会計へ繰入

「児童手当法」(昭46法73)に基づく児童手当の支給に要する費用の国庫負担として、1,010,780百万円を計上している。

(ロ) 子どものための教育・保育給付等子ども・子育て支援特別会計へ繰入

「子ども・子育て支援法」(平24法65)に基づく子どものための教育・保育給付の国庫負担等について、消費税増収分等を活用し、子ども・子育て支援新制度における教育・保育の量及び質の充実を図るとともに、幼児教育・保育の無償化の取組を推進することとし、1,527,450百万円を計上している。

(ハ) 乳児等のための支援給付子ども・子育て支援特別会計へ繰入

「子ども・子育て支援法」(平24法65)に基づく乳児等のための支援給付に要する費用の国庫負担として、11,627百万円を計上している。

(ニ) 地域子ども・子育て支援事業子ども・子育て支援特別会計へ繰入

「子ども・子育て支援法」(平24法65)に基づく地域子ども・子育て支援事業に要する費用について、消費税増収分等を活用し、子ども・子育て支援新制度における地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図ることとし、53,492百万円を計上している。

(2) 児童虐待防止等対策費
「児童虐待防止対策の更なる推進について」
(4年9月2日関係閣僚会議決定)等を踏まえ、児童虐待防止対策・社会的養育を迅速かつ強力に推進するための施策を実施することとし、消費税増収分等の活用により、162,079百万円を計上している。

(3) 大学等修学支援費
高等教育の修学支援新制度について、多子世帯の学生に対する授業料等減免並びに非課税世帯等の学生に対する授業料等減免及び給付型奨学金の支給を措置することとし、656,743百万円を計上している。

(4) 育児休業給付費等子ども・子育て支援特別会計へ繰入
「雇用保険法」(昭49法116)に基づく育児休業給付金の支給に要する費用の国庫負担として、111,203百万円を計上している。

5 生活扶助等社会福祉費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
4,727,680	(4,527,485) 5,847,258	(200,195) △ 1,119,578

この経費は、「生活保護法」(昭25法144)に基づく生活扶助等、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平17法123)等に基づく障害者自立支援給付等に必要経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
母子保健衛生対策費	6,594	(6,482) 16,063
保育対策費	66,914	(67,053) 83,998
児童手当等子ども・子育て支援特別会計へ繰入	4,462	(6,378) 6,308
こども安全対策費	2,255	—
児童虐待防止等対策費	21,085	(21,499) 42,419
国立児童自立支援施設	961	(916) 833
国立児童自立支援施設整備費	29	(41) 112

母子家庭等対策費	174,694	(172,560) 174,611
障害児支援等対策費	514,845	(487,085) 548,990
こども政策推進費	9,903	(8,050) 388,046
児童福祉施設等整備費	30,084	(31,614) 72,397
国家公務員共済組合連合会等助成費	130	133
特定疾患等対策費	896	724
原爆被爆者等援護対策費	563	563
医薬品安全対策等推進費	503	517
医療保険給付諸費	141,696	(140,559) 170,304
健康保険事業借入金諸費年金特別会計へ繰入	35,871	22,957
医療費適正化推進費	2,947	2,862
健康増進対策費	17,620	(19,058) 19,078
生活保護等対策費	1,420,458	(1,439,139) 1,618,307
社会福祉諸費	15,421	(15,899) 17,309
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	1,257	1,156
社会福祉施設整備費	4,448	(5,488) 16,606
独立行政法人福祉医療機構運営費	3,151	(3,428) 5,029
障害保健福祉費	2,097,268	(1,924,817) 2,094,434
公的年金制度等運営諸費	6,562	(6,319) 6,322
私的年金制度整備運営費	4	4
高齢者日常生活支援等推進費	4,853	(4,617) 4,697
介護保険制度運営推進費	17,387	(18,101) 321,735
業務取扱費年金特別会計へ繰入	115,941	(110,667) 111,485

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費	—	(一) 96
独立行政法人福祉医療機構出資	—	(一) 90,219
国立障害者リハビリテーションセンター費	7,504	(7,473) 7,619
地方厚生局費	1,372	1,326
		(4,527,485)
計	4,727,680	5,847,258

また、所管別に区分して示すと、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
内閣府	831,827	(801,678) 1,333,777
財務省	130	133
厚生労働省	3,895,723	(3,725,674) 4,513,348
計	4,727,680	(4,527,485) 5,847,258

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 保育対策費

保育対策費については、保育の受け皿整備を推進するとともに、保育士・保育現場の魅力向上等の保育人材確保のための総合的な対策等を実施することとし、66,914百万円を計上している。

(2) 児童虐待防止等対策費

「児童虐待防止対策の更なる推進について」(4年9月2日関係閣僚会議決定)等を踏まえ、児童虐待防止対策・社会的養育を迅速かつ強力に推進するための施策等を実施することとし、21,085百万円を計上している。

(3) 母子家庭等対策費

「児童扶養手当法」(昭36法238)に基づき、地方公共団体が生別母子世帯等に対して支給する児童扶養手当給付費の国庫負担等に必要な経費として、174,694百万円を計上している。

(4) 障害児支援等対策費

「児童福祉法」(昭22法164)に基づき、地方公共団体が支弁する障害児入所給付費等の国庫負担に必要な経費として、514,845百万円を計上している。

(5) 医療保険給付諸費

医療保険給付諸費については、全国健康保険協会等の事務費に係る国庫負担及び国民健康保険組合が行う高額医療費共同事業に係る国庫補助等を行うとともに、高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、健康保険組合に対する国庫補助等を行うこととし、141,696百万円を計上している。

(6) 健康増進対策費

「国民健康保険法」(昭33法192)に基づく特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の国庫負担等として、17,620百万円を計上している。

(7) 生活保護等対策費

「生活保護法」(昭25法144)に基づき、地方公共団体が支弁する生活扶助費等及び保護施設の事務費並びに「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(平6法30)に基づく生活支援給付金等に対する国庫負担並びに生活保護法実施のための指導監査職員の設置に要する国の委託に必要な経費として、1,317,889百万円を計上している。

このほか、生活困窮者の自立支援等に必要な経費として、102,569百万円を計上している。

(注) 生活保護費は、この生活扶助等社会福祉費のほか、医療扶助費等が医療給付費に、介護扶助費等が介護給付費に計上されており、生活保護費の総額は2,848,265百万円となっている。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
保 護 費	2,802,707	(2,780,785) 2,880,222
生活扶助	777,880	(796,780) 896,686
住宅扶助	480,018	(485,358) 484,876
教育扶助	5,325	(5,715) 5,707
医療扶助	1,434,926	1,393,564
介護扶助	91,117	85,927
そ の 他	13,440	(13,442) 13,462

保護施設事務費	36,137	(35,226) 36,571
中国在留邦人等に対する生活支援給付金等	7,580	(7,505) 7,821
指導監査職員設置費	1,840	(1,820) 1,880
生活保護基準引下処分取消等請求訴訟原告特別給付金	—	(—) 234
計	2,848,265	(2,825,337) 2,926,727

(8) 社会福祉諸費

社会福祉事業に係るサービス提供体制の確保を図るため、社会福祉振興助成事業、社会福祉施設職員等の退職手当共済事業、社会福祉事業施設整備等の貸付事業を行うための借入金等に係る利子の補給事業等を行うこととし、15,421百万円を計上している。

(9) 障害保健福祉費

障害者及び障害児の福祉の増進を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、特別障害者手当等の給付等に対する国庫負担等を行うとともに、特別児童扶養手当等の給付等を行うこととし、2,097,268百万円を計上している。

(10) 介護保険制度運営推進費

介護保険制度の適切な運営を図るため、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組の推進、介護施設等における防災対策等の推進等に必要経費として、17,387百万円を計上している。

(11) 業務取扱費年金特別会計へ繰入

「厚生年金保険法」(昭29法115)に基づく厚生年金保険事業の事務に要する費用の財源に充てるため等の年金特別会計業務勘定への繰入れに必要な経費として、115,941百万円を計上している。

6 保健衛生対策費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
377,753	(443,391) 1,732,927	(△ 65,638) △ 1,355,174

この経費は、「感染症の予防及び感染症の患

者に対する医療に関する法律」(平10法114)等に基づく感染症対策等に必要経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
こども政策推進費	771	645
医療提供体制確保対策費	28,078	(28,472) 627,775
医療従事者等確保対策費	488	(481) 703
医療情報化等推進費	1,413	(1,450) 4,676
医療安全確保推進費	1,301	(1,322) 1,425
国立研究開発法人国立がん研究センター運営費	6,610	(6,512) 7,074
国立研究開発法人国立循環器病研究センター運営費	4,156	(4,471) 4,971
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費	4,264	(4,148) 4,695
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費	94	(—) 494
国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費	4,933	(4,489) 4,681
国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費	1,681	(1,208) 2,639
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費	3,137	3,116
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費	306	(—) 306
感染症対策費	92,951	(152,102) 292,733
特定疾患等対策費	6,132	(6,458) 7,016
移植医療推進費	3,719	(3,661) 4,926
原爆被爆者等援護対策費	75,967	81,308
血液製剤対策費	504	(499) 1,372

医療技術実用化等推進費	4,618	(3,570) 129,591
医療提供体制基盤整備費	33,264	(34,767) 429,068
地域保健対策費	2,755	2,769
保健衛生施設整備費	3,682	3,969
健康増進対策費	14,654	(14,617) 17,314
健康危機管理推進費	271	442
麻薬・覚醒剤等対策費	557	574
生活衛生対策費	2,941	(2,910) 3,016
自殺対策費	4,046	(3,948) 6,053
戦没者慰霊事業費	3,374	(3,343) 3,570
障害保健福祉費	3,390	(3,380) 3,982
国際機関活動推進費	928	(1,035) 9,536
厚生労働調査研究等推進費	18,825	(19,031) 19,830
独立行政法人国立病院機構施設整備費	—	(—) 781
国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費	—	(284) 680
ハンセン病資料館施設費	—	169
検疫所費	14,973	(15,436) 15,718
国立ハンセン病療養所費	31,006	(30,911) 33,024
地方厚生局費	1,966	(1,894) 2,285
計	377,753	(443,391) 1,732,927

また、所管別に区分して示すと、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
内閣府	771	645
厚生労働省	376,982	(442,746) 1,732,282
計	377,753	(443,391) 1,732,927

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 感染症対策費

感染症の発生・まん延の防止等を図るため、感染症対策費として、92,951百万円を計上している。

そのうち、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」(平23法126)に基づくB型肝炎ウイルスの感染被害を受けた方々への給付金等の支給に必要な経費として、57,200百万円を計上している。

(2) 原爆被爆者等援護対策費

原爆被爆者等援護対策費については、引き続き、各種手当等の交付等を行うこととし、75,967百万円を計上している。

(3) 医療提供体制基盤整備費

医療提供体制基盤整備費については、医療施設等の整備を行うとともに、都道府県の主体的かつ弾力的な事業運営等による医療提供体制の整備を行うこととし、33,264百万円を計上している。

そのうち、救命救急センター運営事業、周産期母子医療センター運営事業、ドクターヘリ導入促進事業等の推進を図るため、救急・周産期医療対策等として、24,697百万円を計上している。

(4) 健康増進対策費

生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るため、健康増進対策費として、14,654百万円を計上している。

そのうち、がん対策については、「がん対策基本法」(平18法98)及び「がん対策推進基本計画」(5年3月28日閣議決定)を踏まえ、がんの予防・早期発見等を推進することとし、10,412百万円(このほか、科学技術振興費等に加え、特別会計も含め34,111百万円)を計上している。

(5) 国立ハンセン病療養所費

国立ハンセン病療養所費については、入所者の高齢化等を踏まえた体制の充実等を図るとともに、療養所施設の整備を推進することとし、31,006百万円を計上している。

7 雇用労災対策費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
45,647	(45,783) 46,417	(△) 136 △ 770

この経費は、「雇用保険法」(昭49法116)に基づく失業等給付等に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支給諸費	209	(235) 231
労働者災害補償保険給付費労働保険特別会計へ繰入	5	6
高齢者等雇用安定・促進費	10,417	(10,797) 11,256
失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入(失業等給付費等国庫負担金)	23,031	21,262
育児休業給付費等子ども・子育て支援特別会計へ繰入	54	54
就職支援法事業費労働保険特別会計へ繰入	4,725	6,072
職業能力開発強化費	5,174	5,271
若年者等職業能力開発支援費	1,012	(1,018) 1,198
障害者等職業能力開発支援費	944	993
船員雇用促進対策事業費	74	75
計	45,647	(45,783) 46,417

また、所管別に区分して示すと、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
厚生労働省	45,572	(45,708) 46,342
国土交通省	74	75
計	45,647	(45,783) 46,417

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 高齢者等雇用安定・促進費

シルバー人材センターの円滑な運営、新卒者の就職支援、就職困難者の就労支援等に必

要な経費として、10,417百万円を計上している。

(2) 失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入(失業等給付費等国庫負担金)

最近における受給実績等を勘案し、求職者給付、介護休業給付金の支給及びその事務の執行に要する費用に充てるため23,031百万円を計上している。

(3) 就職支援法事業費労働保険特別会計へ繰入

雇用保険を受給できない者に対し、職業訓練を行うとともに訓練期間中の生活支援のための給付等に要する費用に充てるため4,725百万円を計上している。

文教及び科学振興費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
6,040,638	(5,656,012) 7,822,325	(384,626) △ 1,781,687

1 義務教育費国庫負担金

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
1,711,817	(1,620,953) 1,692,501	(90,864) 19,316

この経費は、「義務教育費国庫負担法」(昭27法303)に基づき、公立義務教育諸学校の教職員給与費等に係る経費について、国がその一部を負担するために必要な経費である。

8年度においては、教員の処遇を改善するため、7年人事院勧告の反映や教職調整額の水準の5%から6%への引上げ等を行うとともに、中学校35人学級の実現や小中学校における生徒指導担当教師の配置充実、小学校における教科担任制の推進に伴う7,944人の定数増を行うこととしている。一方、少子化の進展による自然減の反映7,800人に加え、2,692人の加配定数の見直し等を図ることとしている。

2 科学技術振興費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
1,437,762	(1,422,133) 2,699,509	(15,629) △ 1,261,747

この経費は、将来にわたる持続的な研究開発、重要課題への対応、基礎研究、人材育成な

ど科学技術の振興を図るために必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
本省等課題対応型研究開発等経費	296,571	(292,456) 694,853
国立研究開発法人等経費	1,117,960	(1,106,866) 1,977,222
各省等試験研究機関経費	23,231	(22,811) 27,434
計	1,437,762	(1,422,133) 2,699,509

また、所管別に区分して示すと、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
国 会	1,095	1,095
内 閣	2,645	2,553
内 閣 府	109,014	(102,229) 196,763
総 務 省	76,283	(73,846) 198,186
財 務 省	1,017	(963) 1,311
文 部 科 学 省	895,159	(894,339) 1,537,448
厚 生 労 働 省	72,746	(71,519) 91,496
農 林 水 産 省	97,152	(96,566) 117,400
経 済 産 業 省	114,090	(114,302) 349,659
国 土 交 通 省	34,505	(33,907) 168,616
環 境 省	34,057	(30,812) 34,982
計	1,437,762	(1,422,133) 2,699,509

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 本省等課題対応型研究開発等経費

本省等における研究開発等を推進するための経費として、296,571百万円を計上している。

内閣府においては、総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を発揮し、府省・分野の枠を超えて基礎研究から実用化・事業化までを見据えた研究開発等を推進することとしている。

文部科学省においては、科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成や活躍促進を

図るための取組、AI・量子等の重要分野の研究開発等を推進することとしている。

厚生労働省においては、国立健康危機管理研究機構による感染症その他の疾患に関する調査、研究、人材の養成など、科学的根拠に基づいた行政政策の推進に必要な研究を行うこととしている。

農林水産省においては、スマート農業普及のための環境整備、革新的な品種・技術・生産体系の確立に資する研究開発等を行うこととしている。

経済産業省においては、新産業創出につながる先進的な研究開発やサイバーセキュリティ対策等を行うこととしている。

環境省においては、持続可能な社会の構築のため、気候変動影響評価、環境リスク評価や放射線の健康不安対策等に必要調査研究等を行うこととしている。

(2) 国立研究開発法人等経費

国立研究開発法人等における研究開発等を推進するための経費として、1,117,960百万円を計上している。

8年度においては、基礎研究をはじめとする研究者の自由な発想に基づく研究を支援するための科学研究費助成事業(科研費)による研究費の配分、特定先端大型研究施設の運用、国際宇宙探査(アルテミス計画)に向けた研究開発等を推進することとしている。

(3) 各省等試験研究機関経費

医療品、食品、化学物質の調査など、各省が所管する試験研究機関における調査・分析、研究開発、研究環境の整備等に必要経費として、23,231百万円を計上している。

3 文教施設費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
71,230	(73,557) 344,814	(△ 2,328) △ 273,585

この経費は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(昭33法81)に基づき、国が負担又は交付金を交付するために必要な経費等である。

公立学校施設整備費については、地方公共団

体が行う公立小中学校施設の新增築に要する経費の負担等に必要経費として、70,802百万円を計上している。

経費の事業別及び所管別内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
公立学校施設整備費	70,802	(73,130) 328,591
内閣府	3,034	(3,996) 4,257
文部科学省	67,768	(69,134) 324,334
公立学校施設災害復旧費	427	(427) 11,370
文部科学省	427	(427) 11,370
公立社会教育施設災害復旧費	—	(—) 4,853
文部科学省	—	(—) 4,853
計	71,230	(73,557) 344,814

4 教育振興助成費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
2,698,328	(2,422,692) 2,964,509	(275,635) △ 266,181

この経費は、こどもの安全対策、教育政策の推進、初等中等教育の振興、高等教育の振興、私立学校教育の振興助成、国立大学法人への助成、スポーツの振興等のために必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
(内閣府所管)		
こども安全対策費	1,702	1,702
(文部科学省所管)		
教育政策推進費	209,208	(44,504) 52,754
初等中等教育振興費	709,542	(621,684) 921,521
高等教育振興費	3,944	(4,019) 68,849
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構運営費	1,809	1,810
独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	63,098	(62,951) 64,333

独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	2,538	(2,801) 14,228
私立学校振興費	553,257	(551,101) 568,596
国立大学法人施設整備費	25,484	(24,203) 97,630
国立大学法人運営費	1,097,136	(1,078,350) 1,120,409
独立行政法人国立高等専門学校機構船舶建造費	—	(—) 2,857
スポーツ振興費	11,538	(10,204) 29,584
独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費	19,071	19,044
独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費	—	(320) 1,193
計	2,696,626	(2,420,991) 2,962,807
合計	2,698,328	(2,422,692) 2,964,509

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) こども安全対策費

こども安全対策費については、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う学校の管理下における児童生徒等の災害に対する共済給付事業に要する経費として、1,702百万円を計上している。

(2) 教育政策推進費

教育政策推進費については、小学校段階における学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)の実施のほか、在外教育施設教員派遣事業等の海外で学ぶ児童生徒等に対する教育、放送等による大学教育の推進等の生涯を通じた学習機会の拡大、学校・家庭・地域の連携協力推進事業等の家庭・地域の教育力の向上等を行うため、所要の経費を計上している。

教育政策推進費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
客観的根拠に基づく教育政策立案の推進	3,534	3,809

海外で学ぶ児童生徒等に対する教育	19,275	(19,189) 19,645
児童生徒等の健全な体の育成	165,450	(606) 4,820
生涯を通じた学習機会の拡大	9,721	(9,846) 12,726
家庭・地域の教育力の向上	7,752	(7,797) 8,110
男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進	3,476	(3,257) 3,643
計	209,208	(44,504) 52,754

(3) 初等中等教育振興費

(イ) 確かな学力の育成については、義務教育諸学校の児童生徒が使用する教科用図書の無償給与、教員の事務負担軽減等に資する補習等指導員等派遣事業等を行うため、所要の経費を計上している。

(ロ) 豊かな心の育成については、道徳教育総合支援事業、いじめ対策・不登校支援等総合推進事業等を行うため、所要の経費を計上している。

(ハ) 信頼される学校づくりについては、学校問題を解決するための支援体制構築事業等を行うため、所要の経費を計上している。

(ニ) 教員の養成・確保については、優れた多様な教員人材の養成・確保に関する調査研究等を行うため、所要の経費を計上している。

(ホ) 学校施設の整備推進については、多様化する学習内容・方法等に対応するため、所要の経費を計上している。

(ヘ) 教育機会の確保については、いわゆる高校無償化の実施等による高校生等への修学支援、へき地学校の通学用バスの購入等を行うため、所要の経費を計上している。

(ト) 幼児教育の振興については、幼保小の架け橋プログラム促進事業、教育支援体制整備事業等を行うため、所要の経費を計上している。

(チ) 特別支援教育の推進については、特別

支援教育充実事業、特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒等の保護者等の経済的負担の軽減等を行うため、所要の経費を計上している。

初等中等教育振興費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
確かな学力の育成	60,107	(60,573) 357,831
豊かな心の育成	10,353	(9,676) 9,980
信頼される学校づくり	412	(330) 489
教員の養成・確保	71	(86) 144
学校施設の整備推進	259	(266) 316
教育機会の確保	620,478	531,297 (1,681)
幼児教育の振興	1,503	3,688
特別支援教育の推進	16,360	17,775
計	709,542	(621,684) 921,521

(4) 高等教育振興費

高等教育振興費については、大学改革を促進させるため、教育研究に関する優れた取組を行う大学等に対して重点的に支援することとし、3,944百万円を計上している。

(5) 私立学校振興費

私立学校振興費については、配分の見直し等を通じて、教育研究の質の向上や経営改革に取り組む私立大学等に対して重点的に支援することとし、所要の経費を計上している。

(イ) 私立大学等経常費補助については、物価上昇等が継続する中においても、配分の見直し等を通じて、私立大学等の経営改革を促しつつ、運営に必要な経常費に所要の助成を行うとともに、各大学等の特色ある取組に応じた支援を行うこととし、所要の経費を計上している。

(ロ) 私立高等学校等経常費助成費等補助については、各都道府県による私立高等学校等への助成の一部等を補助することとし、所要の経費を計上している。

(ハ) 私立学校施設整備費補助については、私立学校の教育に必要な施設の整備や防災機能の強化等のため、所要の経費を計上している。

(二) 私立大学等研究設備整備費等補助については、私立大学等の教育設備・研究設備の高度化や私立高等学校等の情報通信教育の充実等のため、所要の経費を計上している。

(ホ) このほか、日本私立学校振興・共済事業団補助等について、所要の経費を計上している。

私立学校振興費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
日本私立学校振興・共済事業団補助	158,191	156,101
私立大学等研究設備整備費等補助	3,120	(3,084) 3,984
私立大学等経常費補助	286,526	(285,591) 285,751
私立高等学校等経常費助成費等補助	99,427	(100,309) 100,915
私立学校施設整備費補助	4,343	(5,173) 18,512
その他	1,650	(843) 3,333
計	553,257	(551,101) 568,596

(6) 国立大学法人施設整備費

国立大学法人施設整備費については、国立大学等における教育研究施設の整備を着実に推進することとし、25,484百万円を計上している。

(7) 国立大学法人運営費

国立大学法人運営費については、物価上昇等が継続する中においても、国立大学における基礎研究の充実等を図ることとし、1,097,136百万円を計上している。

(8) スポーツ振興費

(イ) 共生社会及び多様な主体によるスポーツ参画の実現については、部活動地域展開等推進事業等を行うため、所要の経費

を計上している。

(ロ) 競技力向上体制の構築については、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業等を行うため、所要の経費を計上している。

(ハ) スポーツを支える基盤の強化については、スポーツ・インテグリティ推進事業等を行うため、所要の経費を計上している。

(ニ) スポーツを通じた社会課題解決の推進については、スポーツコンプレックス推進事業等を行うため、所要の経費を計上している。

スポーツ振興費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
共生社会及び多様な主体によるスポーツ参画の実現	7,833	(6,058) 11,790
競技力向上体制の構築	2,857	(2,823) 15,867
スポーツを支える基盤の強化	59	39
スポーツを通じた社会課題解決の推進	789	(1,284) 1,889
計	11,538	(10,204) 29,584

(注) 競技力向上体制の構築に関する経費としては、このスポーツ振興費に計上されているほか、主なものとして独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費のうち競技力向上事業に要する経費10,501百万円を計上している。

5 育英事業費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
121,502	(116,676) 120,992	(4,826) 510

この経費は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し、学資の貸与及び支給を行う独立行政法人日本学生支援機構に対する無利子貸与資金の貸付、貸与資金に係る利子補給金、貸与資金の返還免除及び回収不能債権の処理に要する経費の補助等である。

育英資金貸付金については、貸与基準を満たす希望者全員への貸与を確実に実施するため、91,869百万円を計上している。

育英資金利子補給金については、財政融資資金等を原資とする無利子奨学金に係る利子補給金として9,019百万円を計上している。

育英資金返還免除等補助金については、貸与資金に係る返還免除及び回収不能債権の処理に要する経費について、所要の経費を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
育英資金返還免除等補助金	3,907	3,841
奨学金業務システム開発費補助金	—	(—) 3,819
育英資金利子補給金	9,019	(150) 125
育英資金貸付金	91,869	96,174
計	104,795	(100,166) 103,959
独立行政法人日本学生支援機構運営費	16,707	16,510
独立行政法人日本学生支援機構施設整備費	—	(—) 523
合 計	121,502	(116,676) 120,992

国 債 費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
31,275,781	(28,217,876) 28,189,785	(3,057,905) 3,085,996

この経費は、公債の償還及び利子の支払に必要な経費と、公債の償還及び発行に関する諸費を国債整理基金特別会計へ繰り入れるもの等である。

(1) 債務償還費

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
公債等償還	17,894,173	(17,379,760) 18,512,071
定率繰入分	17,087,061	16,686,651
発行差減額繰入分	125,635	3,948
社会資本整備事業特別会計整理収入等相当額繰入分	22,815	26,733
年金特例公債償還分	264,308	260,115

予算繰入分	394,354	(402,314) 402,368
決算剰余金繰入分	—	(—) 1,132,257
借入金償還	314,447	289,573
定率繰入分	112,105	121,447
予算繰入分	202,342	168,126
計	18,208,620	(17,669,333) 18,801,644

この経費は、前年度期首公債及び借入金総額の100分の1.6に相当する額(定率繰入分)、割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する額(発行差減額繰入分)、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」(昭62法86)及び「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平25法76)に基づく社会資本整備事業特別会計整理収入等に相当する額(社会資本整備事業特別会計整理収入等相当額繰入分)、年金特例公債の償還財源に充てるための額(年金特例公債償還分)並びにその他公債等の償還に必要とされる額を計上するものである。

(2) 利子及割引料

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
公債利子等	12,765,051	(10,399,533) 9,284,803
年金特例公債利子	23,257	(13,579) 5,161
借入金利子	68,838	(9,865) 22,610
財務省証券利子	180,000	(100,000) 50,000
計	13,037,146	(10,522,976) 9,362,574

この経費は、公債、年金特例公債、借入金、財務省証券等の利子の支払に必要な経費である。

(3) 国債事務取扱費

8年度(百万円)	7年度(百万円)
30,014	25,567

この経費は、公債等の償還及び発行に関する諸費及び事務費である。

恩給関係費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(62,254)	(△ 12,957)
49,297	62,529	△ 13,232

(1) 文官等恩給費

8年度(百万円)	7年度(百万円)
3,629	(3,972)
	3,954

この経費は、国会議員互助年金、文官等恩給及び文化功労者年金の支給に必要な経費であり、新規裁定による増加や失権による減少等を織り込んで所要経費を算定し、3,629百万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

種別	支給人員(人)		金額(百万円)	
	8年度	7年度	8年度	7年度
国会議員互助年金	522	541	1,421	1,486
文官等恩給費	1,016	1,344	1,211	1,502
文化功労者年金	285	(281) 276	998	(984) 966
計	1,823	(2,166) 2,161	3,629	(3,972) 3,954

(2) 旧軍人遺族等恩給費

8年度(百万円)	7年度(百万円)
39,974	52,135

この経費は、旧軍人及びその遺族等に対する恩給支給に必要な経費であり、新規裁定による増加や失権による減少等を織り込んで所要経費を算定し、39,974百万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

種別	支給人員(千人)		金額(百万円)	
	8年度	7年度	8年度	7年度
普通扶助料	43	61	30,359	39,426
公務関係扶助料	4	6	7,728	10,026
その他	3	4	1,887	2,684
計	50	70	39,974	52,135

(3) 恩給支給事務費

8年度(百万円)	7年度(百万円)
591	(595)
	486

この経費は、国会議員互助年金、文官等恩給並びに旧軍人及びその遺族等に対する恩給の支給事務等を処理するために必要な経費である。

(4) 遺族及び留守家族等援護費

8年度(百万円)	7年度(百万円)
5,103	(5,551)
	5,954

この経費は、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」(昭27法127)に基づく遺族年金等の支給、「戦傷病者特別援護法」(昭38法168)に基づく療養の給付、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(平6法30)に基づく中国残留邦人等に対する一時金の支給等に必要な経費である。

(イ) 遺族及留守家族等援護費については、遺族年金や障害年金等の支給並びに療養の給付について最近の実績を基礎として見込み、4,007百万円を計上している。

(ロ) 中国残留邦人等支援助事業費については、永住帰国した中国残留邦人等に対する一時金の支給等の支援策を実施することとし、1,096百万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
戦傷病者戦没者遺族年金等	2,664	(3,056) 3,438
遺族年金	668	(881) 812
遺族給与金	776	(884) 812
障害年金	610	(747) 690
その他	609	(544) 1,124
戦傷病者等療養給付	214	(234) 247
特別給付金等支給事務費	1,129	(1,168) 1,176
中国残留邦人等支援助事業費	1,096	1,093

戦傷病者等無賃乗車船等負担金	0	1
		(5,551)
計	5,103	5,954

地方交付税交付金等

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(18,872,837)	(2,004,961)
20,877,799	20,176,961	700,837

1 地方交付税交付金

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(18,679,237)	(1,382,961)
20,062,199	19,983,361	78,837

この経費は、所得税、法人税、酒税及び消費税の収入額のそれぞれ一定割合の額を、地方交付税交付金として、交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方団体に交付するために必要な経費である。

8年度においては、各税の収入見込額の一定割合(所得税及び法人税にあっては100分の33.1並びに酒税にあっては100分の50並びに消費税にあっては100分の19.5)に相当する額21,010,611百万円から、「地方交付税法」(昭25法211)等に基づき、平成20年度、21年度、28年度及び令和元年度の地方交付税の精算額のうち、8年度分の地方交付税の総額から減額することとされている額263,812百万円を控除し、加算することとされている額15,400百万円を加え、特例減額を行うこととされている額700,000百万円を控除した額20,062,199百万円を地方交付税交付金として計上している。

2 地方特例交付金

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
815,600	193,600	622,000

この経費は、交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて、地方公共団体に対し地方特例交付金及び新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を交付するために必要な経費である。

(1) 地方特例交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計繰入

「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」(平11法17)に基づき、個人

住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額、軽油引取税における当分の間税率の廃止による減収額、自動車税における環境性能割の廃止による減収額、軽自動車税における環境性能割の廃止による減収額及び地方揮発油譲与税における地方揮発油税の当分の間税率の廃止による減収額を補填するため、地方特例交付金を交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体に交付することとし、813,800百万円を計上している。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計繰入

「地方税法」(昭25法226)に基づき、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(2年4月20日閣議決定)における税制上の措置として生じた固定資産税の収入の減少に伴う地方公共団体の減収額を補填するため、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体に交付することとし、1,800百万円を計上している。

(参考) 地方財政

8年度の地方財政については、骨太方針2024等を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、6年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。また、臨時財政対策債の発行額を7年度に引き続きゼロとするとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金償還を前倒しするほか、臨時財政対策債償還基金(仮称)を措置するなど、地方財政の健全化を図ることとしている。

歳出においては、人事委員会勧告に伴う給与改定等に係る所要の経費、委託・補助・維持修繕などの物価反映に係る所要の経費及びいわゆる教育の無償化に係る所要の経費を計上することとしているほか、地域の強い経済実現のための地域未来基金(仮称)の創設に係る所要の経費などを計上することとしている。

歳入においては、8年度に地方団体に交付さ

れる地方交付税の総額は、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる地方交付税交付金 20,062,199 百万円に、地方法人税の税収の全額から 28 年度地方法人税決算精算額を控除した額 2,449,876 百万円及び同特別会計の剰余金の活用額等を加算した額から、同特別会計において 8 年度に行う借入金の償還額 2,200,000 百万円及び同特別会計の借入金等利子負担額 377,250 百万円を控除した額 20,184,841 百万円(7 年度地方財政計画比 1,227,397 百万円増)となっている。

地方税については、「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置を創設することとし、また、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等を行うこととしている。

地方債については、8 年度の地方債計画において、物価高が継続する中、地方公共団体の官公需における適切な価格転嫁の取組の推進が求

められていることを踏まえ、道路や施設の改修等に係る投資的経費(単独)の確保への対応をするとともに、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、自治体 D X ・地域社会 D X の推進、地域の実情に応じた高校教育改革、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとし、総額は 9,475,400 百万円(7 年度当初地方債計画 9,091,800 百万円)となっている。

また、地方債に充てる資金については、地方公共団体ごとの資金調達能力及び資金使途に着目した公的資金の重点化方針を維持することに加えて、住民生活に密着した社会資本整備等を推進するため、地方公共団体の円滑な資金調達に配慮し、財政融資資金 2,355,800 百万円(7 年度当初地方債計画 2,269,900 百万円)、地方公共団体金融機構資金 1,675,000 百万円(7 年度当初地方債計画 1,607,700 百万円)を予定している。

		(単位 百万円)		
区 分	8 年 度	7 年 度	比較増△減	
所得 税 収 入 見 込 (イ)	25,325,000	22,666,000	2,659,000	
地 方 交 付 税 の 率 (ロ)	$\frac{33.1}{100}$	$\frac{33.1}{100}$		
(イ) × (ロ) (ハ)	8,382,575	7,502,446	880,129	
法 人 税 収 入 見 込 (ニ)	20,696,000	19,245,000	1,451,000	
地 方 交 付 税 の 率 (ホ)	$\frac{33.1}{100}$	$\frac{33.1}{100}$		
(ニ) × (ホ) (ヘ)	6,850,376	6,370,095	480,281	
酒 税 収 入 見 込 (ト)	1,147,000	1,174,000	△	27,000
地 方 交 付 税 の 率 (チ)	$\frac{50}{100}$	$\frac{50}{100}$		
(ト) × (チ) (リ)	573,500	587,000	△	13,500
消 費 税 収 入 見 込 (ヌ)	26,688,000	24,908,000	1,780,000	
地 方 交 付 税 の 率 (ル)	$\frac{19.5}{100}$	$\frac{19.5}{100}$		
(ヌ) × (ル) (ヲ)	5,204,160	4,857,060	347,100	
過 年 度 精 算 額 (ワ)	△ 263,812	△ 730,264	466,451	
法 定 加 算 等 (カ)	15,400	92,900	△	77,500
特 例 減 額 (ヨ)	△ 700,000	—	△	700,000
合 計 (タ)	20,062,199	18,679,237	1,382,961	
(ハ) + (ヘ) + (リ) + (ヲ) + (ワ) + (カ) + (ヨ)				

(単位 百万円)

区 分	8 年 度	7 年 度	比較増△減
(参 考)			
交付税及び譲与税配付金特別会計			
地 方 法 人 税 (レ)	2,449,900	2,177,300	272,600
地方法人税過年度精算額 (ソ)	△ 24	△ 24	—
剰 余 金 活 用 (ツ)	50,000	40,000	10,000
返 還 金 (ネ)	17	223	△ 206
機 構 準 備 金 活 用 (ナ)	200,000	200,000	—
借 入 金 償 還 額 (ラ)	△ 2,200,000	△ 2,594,449	394,449
借 入 金 等 利 子 (ム)	△ 377,250	△ 227,000	△ 150,250
地方交付税交付金 (ウ)	20,184,841	18,275,287	1,909,554
(タ)+(レ)+(ソ)+(ツ)+(ネ)+(ナ)+(ラ)+(ム)			
前年度における地方交付税交付金の未交付額 (ヰ)	—	682,157	△ 682,157
地方団体に交付すべき地方交付税交付金の総額 (ノ)	20,184,841	18,957,444	1,227,397
(ウ)+(ヰ)			

(注) 7年度の計数は、7年度地方財政計画(7年度予算政府案等の国会修正を反映したもの)による。

防 衛 関 係 費

8 年度(百万円)	7 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(8,669,057)	(315,286)
8,984,343	10,142,283	△ 1,157,940

この経費は、自衛隊の管理・運営及びこれに関する事務、条約に基づく外国軍隊の駐留並びに防衛力強化資金への繰入れ等に関するものとして計上される経費である。

この経費を所管別に区分して示すと、次のとおりである。

	8 年度(百万円)	7 年度(百万円)
防 衛 省	8,984,343	(8,669,057) 9,513,567
財 務 省	—	(—) 628,716
合 計	8,984,343	(8,669,057) 10,142,283

以下、所管別に説明する。

1 防 衛 省 所 管

8 年度(百万円)	7 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(8,669,057)	(315,286)
8,984,343	9,513,567	△ 529,224

(注) 上記の予算額に防衛省情報システム関係経費のうちデジタル庁計上分を加えた9,035,311百万円から、SACO関係経費及び米軍再編関係経費(地元負担軽減に資する措置)を除いた8年度防衛力整備計画対象経費は、8,809,330百万円である。

防衛省所管の防衛関係費については、4年12月16日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に基づき、スタンド・オフ防衛能力や統合防空ミサイル防衛能力等の重点分野を中心に防衛力を抜本的に強化し、無人アセットの組み合わせによる非対称的・多層的な防衛体制を整備するほか、自衛官の処遇改善を進めることで自衛隊の人的基盤を強化するとともに、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底することとし、SACO関係経費及び米軍再編関係経費(地元負担軽減に資する措置)を含め、所要の経費を計上している。

「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」(令5法69)に基づき、8年度予算に計上される防衛力

整備計画対象経費 8,809,330 百万円について、4 年度当初予算に計上された防衛力整備計画対象経費 5,178,831 百万円を上回る額 3,630,498 百万円に係る費用の財源に充てるため、防衛力強化税外収入の見込額 752,054 百万円、税制措置による収入見込額 657,920 百万円(8 年度の防衛特別所得税(仮称)の収入見込額 38,000 百万円、防衛特別法人税の収入見込額 576,000 百万円及びたばこ税の収入見込額の 1,000 分の 45 に相当する額 43,920 百万円)及び防衛力強化資金からの受入見込額 1,380,524 百万円を確保している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	8 年度(百万円)	7 年度(百万円)
防 衛 本 省	8,067,920	8,863,112
地 方 防 衛 局	23,333	22,480
防 衛 装 備 庁	893,091	627,975
計	8,984,343	9,513,567
うち S A C O 関係経費	11,472	11,109
うち米軍再編関係経費(地元負担軽減に資する措置)	214,509	558,054

(1) 防 衛 本 省

8 年度(百万円)	7 年度(百万円)
8,067,920	8,863,112

この経費は、防衛本省の業務の遂行に要する経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	8 年度(百万円)	7 年度(百万円)
防衛本省共通費	851,659	867,932
人 件 費	624,536	604,423
旅 費	12,271	12,330
庁 費	8,794	8,952
被 服 費	19,569	19,628
糧 食 費	43,506	39,627
そ の 他	142,983	182,971

		(2,310)
防衛本省施設費	1,970	2,550
旅 費	2	2
		(62)
庁 費	577	95
		(2,246)
施 設 費	1,391	2,453
		(1,556,494)
自衛官給与費	1,589,370	1,587,295
		(867,311)
防衛力基盤強化推進費	922,071	866,251
うち S A C O 関係経費	9,171	8,892
うち米軍再編関係経費(地元負担軽減に資する措置)	47,200	53,848
		(392,067)
防衛力基盤強化施設整備費	258,893	569,353
		(1,962,872)
武器車両等整備費	2,154,253	2,082,543
		(273,146)
艦 船 整 備 費	330,359	275,135
		(295,130)
艦 船 建 造 費	331,307	396,888
		(1,401,100)
航空機整備費	1,220,679	1,461,371
		(399,117)
在日米軍等駐留関連諸費	402,876	749,476
うち S A C O 関係経費	2,301	2,217
うち米軍再編関係経費(地元負担軽減に資する措置)	167,309	504,207
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費	3,855	3,790
		(553)
安全保障協力推進費	627	529
		(8,021,566)
計	8,067,920	8,863,112

これを陸上、海上及び航空の各自衛隊等機関別に区分すれば、次のとおりである。

	8 年度(百万円)	7 年度(百万円)
陸 上 自 衛 隊	2,490,560	2,664,577
海 上 自 衛 隊	2,345,695	2,470,582
航 空 自 衛 隊	1,864,623	2,122,948
大臣官房及び各局	933,330	1,269,563

統合幕僚監部	192,922	(121,964) 123,063
防衛大 学 校	22,444	(27,987) 28,201
防衛医科大 学 校	33,060	(32,829) 32,829
防衛研 究 所	2,837	(2,813) 2,812
情 報 本 部	181,691	(147,613) 147,814
防衛監察本部	737	(705) 705
審 議 会 等	20	17
計	8,067,920	(8,021,566) 8,863,112

また、新たに、継続費として総額 227,399 百万円(うち 8 年度歳出分 6,492 百万円)及び国庫債務負担行為として総額 6,400,602 百万円(うち 8 年度歳出分 301,243 百万円)を計上している。

継続費は、全額艦船建造のためのものである。

国庫債務負担行為の内訳は、次のとおりである。

	総額(百万円)	うち 8 年 度 歳出分(百万円)
庁舎管理運営業務	15,957	1,889
防衛省職員採用試験問題作成等業務	6	3
事務機器借入れ等	8,238	910
情報化推進支援業務	334	78
自衛官特殊被服購入	5,327	—
民間資金等活用公務員宿舍整備等事業	28,481	—
民間資金等活用官庁施設維持管理運営	61	—
防衛本省施設整備	7,559	64
住宅防音事業関連事務手続補助業務	782	261
提供施設等整備	31,959	756
障害防止対策施設整備	864	157
障害防止対策事業費補助	5,762	1,048

教育施設等騒音防止対策事業費補助	39,662	1,100
施設周辺整備助成補助	48,606	11,262
道路改修等事業費補助	3,397	618
自衛隊給食業務	358	140
油 購 入	1,270	—
教育訓練用器材借入れ等	11,785	2,189
教育訓練用器材整備	5,818	394
装備品取得等効率化推進業務	22,275	258
退職予定自衛官進路相談等業務	444	152
自衛官等採用広報支援業務	1,050	525
教育訓練用器材購入	22,772	1,508
医療器材購入	84	—
医療器材借入れ等	522	11
自衛隊施設整備	710,164	21,418
公務員宿舍改修等	39,380	2,472
民間資金等活用防衛施設整備事業	92,948	—
武器購入	984,333	7,170
通信機器購入	366,122	23,388
車両購入	28,708	—
弾薬購入	420,014	14,693
諸器材購入	124,207	995
武器車両等整備	781,680	76,196
民間資金等活用通信衛星整備等事業	225	73
艦 船 整 備	318,374	27,789
民間資金等活用船舶維持管理運営	11,027	—
艦 船 建 造	65,426	828
航空機購入	605,981	47,990
航空機整備	1,068,613	42,110
特定防衛調達航空機整備	10,316	312
提供施設移設整備	509,711	12,486
計	6,400,602	301,243

なお、上記のほか、外国為替相場の変更に伴う継続費の総額、年限及び年割額の改定を行うとともに、物価の変動に伴う国庫債務

負担行為の限度額の増額を行っている。

具体的業務の主なものは次のとおりであり、スタンド・オフ防衛能力や統合防空ミサイル防衛能力等の重点分野を中心に防衛力を抜本的に強化し、無人アセットの組み合わせによる非対称的・多層的な防衛体制を整備するほか、自衛官の処遇改善を進めることで自衛隊の人的基盤を強化するとともに、安全保障環境の変化を踏まえ、日米同盟・諸外国との安全保障協力を強化するよう、所要の経費を計上している。

また、8年度における防衛力整備の一層の効率化・合理化の取組として、重要度の低下した装備品の運用停止・用途廃止、装備品の計画的・安定的・効率的な取得及び自衛隊独自仕様の絞り込み等により、373,446百万円の効率化・合理化を実現している。

(イ) 陸上自衛隊においては、12式地对艦誘導弾能力向上型(地発型)3式、島嶼防衛用高速滑空弾2式、03式中距離地对空誘導弾(改善型)能力向上型への改修11式及び多用途ヘリコプター(UH-2)8機等の調達を行うとともに、十分な修理費等の確保により車両・航空機等の運用効率の向上を図るほか、各種器材及び施設の整備等を行うこととしている。

(ロ) 海上自衛隊においては、甲V型警備艦(4,800トン型)1隻、潜水艦(3,000トン型)1隻、哨戒艦2隻及び掃海艦1隻の建造、固定翼哨戒機(P-1)1機及び哨戒ヘリコプター(SH-60L)3機の調達を行うとともに、十分な修理費等の確保により艦艇・航空機等の運用効率の向上を図るほか、各種器材及び施設の整備等を行うこととしている。

(ハ) 航空自衛隊においては、戦闘機(F-35A)8機、戦闘機(F-35B)3機、空中給油・輸送機(KC-46A)2機及び電波情報収集機(RC-2)1機等の調達を行うとともに、十分な修理費等の確保により航空機等の運用効率の向上を図るほか、各種器材及び施設の整備等を行うこととしてい

る。

(ニ) 基地対策等の推進のため、以下の経費を計上している。

(a) 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」(昭49法101)等に基づき、自衛隊施設及び提供施設の維持運営等に関連し必要な、障害及び騒音の防止措置、飛行場等周辺の移転措置、民生安定施設の助成措置等を行うための所要の経費を計上している。

(b) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(令4条2)に基づき、労務費、光熱水料等、訓練資機材調達費及び訓練移転費を負担するとともに、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」(昭35条7。以下「地位協定」という。)に基づき、提供施設の整備及び基地従業員対策等を行うための所要の経費を計上している。

(c) 地位協定等に基づく提供施設の維持運営等に関連し必要な土地の購入及び借上げ、各種の補償、現在提供中の施設及び区域の返還を受けるため、当該施設及び区域を集約移転するための所要の経費を計上している。

(ホ) 米軍再編関係経費(地元負担軽減に資する措置)については、普天間飛行場の移設に要する経費等を計上している。

(参考) 主要装備の国庫債務負担行為等

	数量	総額 (百万円)	うち8年度 歳出分 (百万円)
陸上自衛隊			
12式地对艦誘導弾能力向上型(地発型)	3式	177,011	—

島嶼防衛用高速滑空弾	2式	38,689	—
03式中距離地对空誘導弾(改善型)能力向上型への改修	11式	5,122	—
多用途ヘリコプター(UH-2)	8機	37,140	—
海上自衛隊			
甲V型警備艦	1隻	104,323	4,445
潜水艦	1隻	120,784	2,030
哨戒艦	2隻	28,451	49
掃海艦	1隻	33,969	607
固定翼哨戒機(P-1)	1機	46,025	4
哨戒ヘリコプター(SH-60L)	3機	43,043	—
航空自衛隊			
戦闘機(F-35A)	8機	149,328	7,467
戦闘機(F-35B)	3機	72,541	3,627
空中給油・輸送機(KC-46A)	2機	87,717	4,386
電波情報収集機(RC-2)	1機	50,301	24,710

(2) 地方防衛局

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
		(22,703)
	23,333	22,480

この経費は、地方防衛局の業務の遂行に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
地方防衛局	23,248	22,449
人件費	20,109	19,478
その他	3,139	2,971
地方防衛局施設費	85	31
旅費	—	(0)
庁費	6	(27)
施設費	79	(25)
計	23,333	(22,703) 22,480

また、新たに、国庫債務負担行為として総額1,525百万円(うち8年度歳出分322百万円)を計上している。

国庫債務負担行為の内訳は、次のとおりである。

	総額(百万円)	うち8年度歳出分(百万円)
庁舎管理運営業務	832	271
庁舎機械警備	125	25
事務機器借入れ等	203	6
民間資金等活用官庁施設維持管理運営	301	—
地方防衛局施設整備	64	20
計	1,525	322

(3) 防衛装備庁

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
		(624,788)
	893,091	627,975

この経費は、防衛装備庁の業務の遂行に必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
防衛装備庁共通費	27,619	26,515
人件費	20,735	19,533
その他	6,885	6,982
防衛力基盤強化推進費	860,471	(573,065) 575,949
防衛力基盤強化施設整備費	5,001	(25,209) 25,511
計	893,091	(624,788) 627,975

また、新たに、国庫債務負担行為として総額581,149百万円(うち8年度歳出分38,205百万円)を計上している。

国庫債務負担行為の内訳は、次のとおりである。

	総額(百万円)	うち8年度歳出分(百万円)
庁舎管理運営業務	1,455	261
事務機器借入れ等	273	128
通信衛星整備等支援業務	241	—

サイバーセキュリティ対策支援業務	841	—
装備品取得等効率化推進業務	19,382	1,416
装備品安定製造等確保事業	30,211	587
研究開発	501,464	35,626
自衛隊施設整備	27,063	179
公務員宿舍改修	220	10
計	581,149	38,205

研究開発については、極超音速誘導弾をはじめとする誘導弾、次期戦闘機等の開発のほか、防衛イノベーションや画期的な装備品等を生み出す機能を抜本的に強化するため、革新的な研究を推進するための経費を計上している。

2 財務省所管

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
—	(-) 628,716	△ (-) 628,716

8年度予算における防衛力強化税外収入は、当年度の防衛力整備計画対象経費の財源に充てることとしており、7年度補正予算(第1号)において行った防衛力強化資金への繰入れに必要な経費は計上していない。

公共事業関係費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
6,107,752	(6,085,752) 8,625,570	(22,000) △ 2,517,818

公共事業関係費は、治山治水対策事業費、道路整備事業費、港湾空港鉄道等整備事業費、住宅都市環境整備事業費、公園水道廃棄物処理等施設整備費、農林水産基盤整備事業費、社会資本総合整備事業費、推進費等及び災害復旧等事業費に大別される。

8年度予算を大別して示すと、次のとおりである。

令和8年度公共事業関係費対前年度比較表

(単位 百万円)

区分	8年度	7年度		比較増△減			
		当	初	補正(第1号)後	当	初	補正(第1号)後
治山治水対策	967,942	962,738		1,362,228	5,204	△	394,286
治	864,761	859,986		1,205,552	4,775	△	340,791
治	62,784	62,453		96,480	331	△	33,696
海	40,397	40,299		60,196	98	△	19,799
道路整備	1,678,341	1,672,077		2,079,887	6,264	△	401,546
港湾空港鉄道等整備	417,947	413,580		509,275	4,367	△	91,328
港湾整備	246,613	245,603		326,071	1,010	△	79,458
空港整備	42,112	39,614		39,632	2,498		2,480
都市・幹線鉄道整備	23,052	22,822		29,867	230	△	6,815
整備新幹線整備	80,372	80,372		80,372	—		—
船舶交通安全基盤整備	25,798	25,169		33,333	629	△	7,535
住宅都市環境整備	732,144	730,158		917,242	1,986	△	185,098
住宅対策	156,242	156,060		279,504	182	△	123,262
都市環境整備	575,902	574,098		637,738	1,804	△	61,836
公園水道廃棄物処理等	244,377	222,280		334,888	22,097	△	90,511
上下水道	160,187	138,375		160,044	21,812		143
廃棄物処理施設整備	41,701	41,563		122,099	138	△	80,398
工業用水道	2,170	2,155		3,355	15	△	1,185
国営公園等	32,536	32,432		37,195	104	△	4,659
自然公園等	7,783	7,755		12,195	28	△	4,412

(単位 百万円)

区 分	8 年 度	7 年 度		比 較 増 △ 減		
		当 初	補正(第1号)後	当 初	補正(第1号)後	増 △ 減
農林水産基盤整備	613,713	608,044	911,091	5,669	△	297,378
農業農村整備	336,502	333,139	549,854	3,363	△	213,352
森林整備	127,133	125,565	178,005	1,568	△	50,872
水産基盤整備	73,829	73,091	106,983	738	△	33,154
農山漁村地域整備	76,249	76,249	76,249	—		—
社会資本総合整備	1,312,611	1,334,365	1,770,341	△	21,754	△ 457,730
推進費等	78,896	82,838	95,148	△	3,942	△ 16,252
計	6,045,971	6,026,080	7,980,100	19,891	△	1,934,129
災害復旧等	61,781	59,672	645,470	2,109	△	583,689
災害復旧	38,222	39,574	523,176	△	1,352	△ 484,954
災害関連	23,559	20,098	122,294	3,461	△	98,735
合計	6,107,752	6,085,752	8,625,570	22,000	△	2,517,818

この経費を北海道、離島、沖縄及びその他の地域別に区分して示すと、次のとおりである。

(単位 百万円)

	北 海 道	離 島	沖 縄	そ の 他	計
治山治水対策	103,401	1,960	5,227	857,354	967,942
道路整備	219,683	2,276	36,286	1,420,096	1,678,341
港湾空港鉄道等整備	25,799	5,546	16,829	369,773	417,947
住宅都市環境整備	27,619	1,494	7,310	695,721	732,144
公園水道廃棄物処理等	8,658	2,359	9,700	223,660	244,377
農林水産基盤整備	119,321	21,849	18,163	454,380	613,713
社会資本総合整備	56,467	20,324	16,689	1,219,131	1,312,611
推進費等	4,443	—	2,619	71,834	78,896
計	565,391	55,808	112,823	5,311,949	6,045,971
災害復旧等	74	—	26	61,681	61,781
合計	565,465	55,808	112,849	5,373,630	6,107,752

(注) 「離島」欄は、奄美群島における公共事業関係費 17,653 百万円を含んでいる。

また、所管別に区分して示すと、次のとおりである。

	8 年度(百万円)	7 年度(百万円)
内閣府	168,626	(171,896) 200,053
農林水産省	526,460	(521,605) 856,339
経済産業省	2,048	(2,061) 3,253
国土交通省	5,365,172	(5,344,960) 7,449,313
環境省	45,446	(45,230) 116,612

合計 6,107,752 (6,085,752)
8,625,570

以下、事項別に説明する。

1 治山治水対策事業費

8 年度(百万円)	7 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
967,942	(962,738) 1,362,228	(5,204) △ 394,286

この経費は、治水、治山及び海岸の公共施設整備のための経費である。

(1) 治水事業

8年度(百万円)	7年度(百万円)
864,761	(859,986) 1,205,552

治水事業については、頻発・激甚化する水災害に対応するため、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進し、ハード・ソフト一体の事前防災対策として堤防やダムの整備、河道掘削等を実施することとしている。

また、河川管理施設等の老朽化対策については、コストの縮減や事業の効率化に資する新技術の活用等を進めるとともに、個別補助により集中的・計画的に実施することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
河川整備事業	539,142	(542,047) 805,910
多目的ダム建設事業	87,642	(85,274) 104,097
総合流域防災事業	7,440	(7,384) 13,004
砂防事業	126,296	(125,054) 178,925
工事諸費等	104,241	(100,226) 103,615
計	864,761	(859,986) 1,205,552

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
内閣府	4,797	(4,797) 4,941
国土交通省	859,964	(855,189) 1,200,611
計	864,761	(859,986) 1,205,552

(2) 治山事業

8年度(百万円)	7年度(百万円)
62,784	(62,453) 96,480

治山事業については、流域治水と連携した治山対策を推進するとともに、荒廃山地や重要な水源地域における保安林等の復旧・整備を実施することとしている。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

ある。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
内閣府	356	(356) 479
農林水産省	55,409	(55,019) 84,316
国土交通省	7,019	(7,078) 11,685
計	62,784	(62,453) 96,480

(3) 海岸事業

8年度(百万円)	7年度(百万円)
40,397	(40,299) 60,196

海岸事業については、津波による被災の危険性が高い大規模地震が想定されている地域等において、背後地の人口集積状況等を勘案するとともに、避難体制の充実・強化などソフト面の対策を組み合わせた総合的な対策を推進している海岸等における津波・高潮対策を重点的に実施することとしている。

また、海岸保全施設の老朽化対策については、気候変動を考慮した長寿命化計画への見直しやコスト縮減や事業効率化に資する新技術の活用等を進めるとともに、個別補助により集中的・計画的に実施することとしている。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
内閣府	74	(74) 308
農林水産省	7,295	(7,210) 9,686
国土交通省	33,028	(33,015) 50,202
計	40,397	(40,299) 60,196

2 道路整備事業費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
1,678,341	(1,672,077) 2,079,887	(6,264) △ 401,546

道路整備事業については、道路施設の着実な点検・修繕、新技術を活用した老朽化対策の効率的実施や、地方公共団体における橋梁等の老朽化対策等について個別補助による重点的・効

果的な支援を推進するほか、空港・港湾等へのアクセス道路など生産性向上・成長力強化につながる道路ネットワークの整備等を推進することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
道路更新防災対策事業及び維持管理等	769,962	(755,658) 903,770
地域連携道路事業	593,322	(617,021) 804,642
道路交通円滑化事業	214,532	(201,656) 269,942
工事諸費等	100,525	(97,742) 101,534
計	1,678,341	(1,672,077) 2,079,887

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
内閣府	36,286	(36,109) 42,285
国土交通省	1,642,055	(1,635,968) 2,037,602
計	1,678,341	(1,672,077) 2,079,887

3 港湾空港鉄道等整備事業費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
417,947	(413,580) 509,275	(4,367) △ 91,328

この経費は、港湾、空港、都市・幹線鉄道、整備新幹線及び船舶交通安全基盤の公共施設整備のための経費である。

(1) 港湾整備事業

8年度(百万円)	7年度(百万円)
246,613	(245,603) 326,071

港湾整備事業については、国際コンテナ戦略港湾における国際競争力強化のため、船舶の大型化に対応したコンテナターミナルの整備を重点的に実施するとともに、洋上風力発電の導入を促す基地港湾の整備等を通じて、港湾における脱炭素化を推進することとしている。

また、港湾施設の老朽化対策については、コストの縮減や事業の効率化に資する新技術

の活用等を進めるとともに、個別補助により集中的・計画的に実施することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
港湾環境整備事業	1,006	(737) 842
港湾事業	223,551	(223,520) 303,482
工事諸費等	22,056	(21,347) 21,747
計	246,613	(245,603) 326,071

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
内閣府	15,015	(14,960) 17,133
国土交通省	231,598	(230,643) 308,938
計	246,613	(245,603) 326,071

(2) 空港整備事業

8年度(百万円)	7年度(百万円)
42,112	(39,614) 39,632

空港整備事業については、首都圏空港の国際競争力強化のため、東京国際空港(羽田)の機能拡充に必要な事業等を重点的に実施するとともに、中部国際空港においては、引き続き、現滑走路の大規模補修に向けた代替滑走路の整備を実施することとしている。

空港整備事業費として一般会計に計上されるのは、一般会計から自動車安全特別会計へ繰り入れる空港整備事業費財源 40,733 百万円並びに沖縄総合事務局、国土技術政策総合研究所、地方整備局及び北海道開発局の一般会計で支出される空港整備関係の工事諸費 1,379 百万円である。

空港の整備に関する事業費の財源内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
航空機燃料税収入	40,000	40,000
前々年度航空機燃料税収入決算調整額	733	△ 1,731

一般財源	1,379	(1,345) 1,363
計	42,112	(39,614) 39,632

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
内閣府	1,814	(1,706) 1,707
国土交通省	40,298	(37,908) 37,925
計	42,112	(39,614) 39,632

(3) 都市・幹線鉄道整備事業

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
	23,052	(22,822) 29,867

都市・幹線鉄道整備事業については、都市機能を支える都市鉄道ネットワークの整備、防災・減災、老朽化対策や、鉄道駅におけるバリアフリー化の推進、輸送の安全性の向上等による安全・安心の確保等を推進することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
鉄道施設総合安全対策事業費補助	4,540	(4,529) 9,573
鉄道防災事業費補助	923	(923) 1,023
幹線鉄道等活性化事業費補助	31	(20) 131
都市鉄道利便増進事業費補助	51	30
都市鉄道整備事業費補助	15,587	(15,264) 17,020
鉄道駅総合改善事業費補助	1,920	(2,056) 2,090
計	23,052	(22,822) 29,867

(4) 整備新幹線整備事業

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
	80,372	80,372

整備新幹線整備事業については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による北海道新幹線新函館北斗—札幌間の建設等を着実に実施することとしている。

(5) 船舶交通安全基盤整備事業

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
	25,798	(25,169) 33,333

船舶交通安全基盤整備事業については、船舶が安全に航行するための指標となる灯台、電波標識等の整備等を実施することとしている。

4 住宅都市環境整備事業費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
732,144	(730,158) 917,242	△ 185,098

この経費は、住宅対策及び都市環境整備のための経費である。

(1) 住宅対策

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
	156,242	(156,060) 279,504

住宅対策については、地方公共団体等が施行する公営住宅整備等事業、独立行政法人住宅金融支援機構が行う証券化支援事業に係る住宅ローン金利の引下げ、地方公共団体等が行う高齢者向け優良賃貸住宅等の公的賃貸住宅に係る家賃低減、地方公共団体等が施行する防災性を向上するための住宅市街地総合整備促進事業等を推進することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
公営住宅整備費等補助	549	(613) 21,407
優良住宅整備促進等事業費補助	25,972	(24,824) 24,924
公的賃貸住宅家賃対策補助	12,029	12,029
住宅市街地総合整備促進事業費補助	117,182	(118,089) 219,187
独立行政法人住宅金融支援機構出資金	—	(—) 1,452
その他	510	(505) 505
計	156,242	(156,060) 279,504

(2) 都市環境整備事業

8年度(百万円)	7年度(百万円)
	(574,098)
575,902	637,738

都市環境整備事業については、広域連携を含む都市機能のコンパクト化・防災力強化に積極的に取り組む地方公共団体等に対する重点的・効果的な支援や都市の国際競争力強化等を図る市街地整備事業、大気汚染等の沿道環境問題への対策や個別補助による通学路の交通安全対策への計画的・集中的な支援等を実施する道路環境整備事業及び水辺空間のにぎわい創出のため、まちづくりと一体となった水辺整備や水環境の改善等を実施する都市水環境整備事業を推進することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
		(102,416)
市街地整備事業	102,811	116,257
都市構造再編集中支援事業	70,660	78,666
市街地再開発事業	10,134	10,470
都市再生推進事業等	19,176	22,349
都市開発資金貸付金	2,841	4,772
道路環境整備事業	448,134	491,317
道路環境改善事業	113,774	131,873
道路交通安全対策事業	325,775	351,106
工事諸費	8,585	8,337
都市水環境整備事業	24,957	30,164
河川都市基盤整備事業等	22,701	27,992
工事諸費等	2,256	2,173
計	575,902	637,738

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
内閣府	7,310	8,477
国土交通省	568,592	629,261
計	575,902	637,738

5 公園水道廃棄物処理等施設整備費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
244,377	334,888	△ 90,511

この経費は、上下水道、廃棄物処理、工業用水道、国営公園等、自然公園等の施設整備等のための経費である。

(1) 上下水道事業

8年度(百万円)	7年度(百万円)
160,187	160,044

上下水道事業については、上下水道一体による効率的な事業実施に向けた計画策定等を推進する上下水道一体効率化・基盤強化推進事業、簡易水道等施設や水道水源開発等施設の整備等を推進する水道施設整備事業及び埼玉県八潮市における道路陥没事故の教訓を踏まえた上下水道管路の老朽化対策として、重要管路の更新や複線化等を推進する下水道事業を実施することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
上下水道一体効率化・基盤強化推進事業	6,726	7,065
上下水道一体効率化・基盤強化推進事業調査等	2,813	2,810
上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費補助	3,913	4,255
水道施設整備事業	20,492	22,229
簡易水道等施設	6,250	6,997
水道水源開発等施設	14,167	15,102
その他	75	130

下水道事業	132,969	(111,697) 130,750
下水道事業調査	883	883
下水道事業費補助	9,836	(8,564) 11,794
下水道防災事業費補助	122,250	(102,250) 118,073
計	160,187	(138,375) 160,044

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
内閣府	3,351	(3,398) 3,838
国土交通省	156,836	(134,977) 156,205
計	160,187	(138,375) 160,044

(2) 廃棄物処理施設整備事業

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
	41,701	(41,563) 122,099

廃棄物処理施設整備事業については、一般廃棄物処理施設及び浄化槽の整備等を実施することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
一般廃棄物処理施設	32,207	(30,889) 110,925
浄化槽	8,986	(9,183) 9,683
その他	508	1,491
計	41,701	(41,563) 122,099

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
内閣府	1,206	(1,206) 3,144
国土交通省	2,912	(2,912) 15,664
環境省	37,583	(37,445) 103,291
計	41,701	(41,563) 122,099

(3) 工業用水道事業

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
	2,170	(2,155) 3,355

工業用水道事業については、工業地帯における地下水汲上げによる地盤沈下の防止と立地条件の整備を目的として布設される工業用水道施設の整備等を実施することとしている。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
経済産業省	2,048	(2,061) 3,253
国土交通省	122	(94) 102
計	2,170	(2,155) 3,355

(4) 国営公園等事業

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
	32,536	(32,432) 37,195

国営公園等事業については、国営公園等の施設の整備、維持管理等を実施することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
国営公園整備等	27,806	(26,880) 30,010
都市公園事業	2,200	3,155
都市開発資金貸付金	150	250
その他	2,380	(2,147) 3,780
計	32,536	(32,432) 37,195

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
内閣府	5,143	(4,711) 5,005
国土交通省	27,393	(27,721) 32,190
計	32,536	(32,432) 37,195

(5) 自然公園等事業

8年度(百万円)	7年度(百万円)
	(7,755)
7,783	12,195

自然公園等事業については、国立公園、国民公園等の施設の整備、維持管理等を実施することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
		(4,011)
国立公園等	4,010	6,405
		(1,785)
国民公園等	1,801	2,780
		(1,899)
自然環境整備交付金	1,910	2,949
その他	62	60
		(7,755)
計	7,783	12,195

6 農林水産基盤整備事業費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(608,044)	(5,669)
613,713	911,091	△ 297,378

この経費は、農業農村整備、森林整備、水産基盤整備及び農山漁村地域整備を行うための経費である。

(1) 農業農村整備事業

8年度(百万円)	7年度(百万円)
	(333,139)
336,502	549,854

農業農村整備事業については、生産性・収益性等の向上のための水田の畑地化や農地の大区画化等を推進する農業競争力強化基盤整備事業、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化や防災・減災対策等を推進するかんがい排水事業、総合農地防災事業等を実施することとしている。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
		(97,593)
かんがい排水	102,904	124,538
		(25,215)
土地改良施設管理	27,451	25,894
		(38,782)
農用地再編整備	39,371	63,651
		(64,619)
総合農地防災等	63,837	117,475

農業競争力強化基盤整備等	67,314	(72,012) 178,107
		(6,535)
農村整備	7,419	8,902
		(8,500)
水資源開発	8,619	11,419
		(3,811)
食料安定供給特別会計国営土地改良事業勘定へ繰入	2,193	3,805
		(16,073)
補助率差額等	17,393	16,064
		(333,139)
計	336,502	549,854

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
		(13,532)
内閣府	13,532	14,812
		(224,238)
農林水産省	226,524	377,984
		(95,369)
国土交通省	96,446	157,058
		(333,139)
計	336,502	549,854

(2) 森林整備事業

8年度(百万円)	7年度(百万円)
	(125,565)
127,133	178,005

森林整備事業については、林業の持続的発展や国土強靱化のため、間伐や主伐後の再造林、森林整備の効率化に必要な路網の整備等を実施することとしている。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
内閣府	271	271
		(118,813)
農林水産省	120,719	165,067
		(6,481)
国土交通省	6,143	12,667
		(125,565)
計	127,133	178,005

(3) 水産基盤整備事業

8年度(百万円)	7年度(百万円)
	(73,091)
73,829	106,983

水産基盤整備事業については、水産物の輸出拡大等による水産業の成長産業化のための

拠点漁港の流通機能強化及び養殖生産拠点整備、持続可能な漁業生産を確保するための漁場整備、漁港施設の強靱化・長寿命化等を推進することとしている。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
内閣府	4,360	(4,360) 4,504
農林水産省	35,880	(35,558) 48,871
国土交通省	33,589	(33,173) 53,608
計	73,829	(73,091) 106,983

(4) 農山漁村地域整備事業

8年度(百万円)	7年度(百万円)
76,249	76,249

農山漁村地域整備事業については、地方公共団体が作成した計画に基づく農山漁村地域の基盤整備のほか、整備効果を促進するためのソフト事業について交付金により総合的に支援することとしている。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
農林水産省	62,638	62,772
国土交通省	13,611	13,477
計	76,249	76,249

7 社会資本総合整備事業費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
1,312,611	(1,334,365) 1,770,341	(△ 21,754) △ 457,730

この経費は、地方公共団体等が作成した社会資本総合整備計画に基づき、激甚化・頻発化する風水害・土砂災害や大規模地震・津波に対する防災・減災対策、予防保全に向けた老朽化対策、将来の成長の基盤となる民間投資・需要を喚起する道路整備、上下水道の広域化等の推進を図る事業や利便性・効率性の向上を図るための地域公共交通ネットワークの再構築事業など、地域における総合的な取組を支援するための交付金である。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
社会資本整備総合交付金	459,693	(487,410) 538,451
防災・安全交付金	852,918	(846,955) 1,231,890
計	1,312,611	(1,334,365) 1,770,341

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
内閣府	16,689	(16,689) 18,573
国土交通省	1,295,922	(1,317,676) 1,751,768
計	1,312,611	(1,334,365) 1,770,341

8 推進費等

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
78,896	(82,838) 95,148	(△ 3,942) △ 16,252

この経費は、地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、「強い経済」と地方の暮らしの安定を実現するため、地場産業の付加価値向上や地域発のクラスター形成等の地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組に要する経費に対して支援するための交付金や、災害対策や防災・減災対策の推進を図ること及び北海道総合開発計画の効果的な推進を図ること等を目的とし、予算成立後に各地域で発生した事象に柔軟に対応するため地方公共団体等との協議結果を踏まえた事業の推進等に必要な経費である。

以上の経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金	55,777	59,777
沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費	2,619	2,619
地域産業基盤整備推進交付金	—	(—) 12,180
防災・減災対策等強化事業推進費	13,929	13,886
社会資本整備円滑化地籍整備事業費	1,900	(1,900) 2,030

官民連携基盤整備推進調査費	332	331
北海道特定特別総合開発事業推進費	4,339	4,325
		(82,838)
計	78,896	95,148

この経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
内閣府	58,396	(62,396) 74,576
国土交通省	20,500	(20,442) 20,572
計	78,896	(82,838) 95,148

9 災害復旧等事業費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
61,781	(59,672) 645,470	(2,109) △ 583,689

この経費は、公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧事業及び災害関連事業を行うための経費である。

(1) 災害復旧事業

7年以前に発生した災害等の復旧事業については、事業の促進を図ることとし、また、当年発生災害については、発生を見込み迅速な対応を行うこととしている。

(2) 災害関連事業

災害復旧事業と合併して施行する一般関連事業及び助成事業については、災害復旧事業の進捗状況を考慮して事業の推進を図ることとしている。また、山地崩壊等の災害に対しては、災害関連緊急事業により緊急に対応することとしている。

以上の経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	災害復旧事業費(百万円)	災害関連事業費(百万円)	計(百万円)
内閣府	—	26	26
農林水産省	13,125	4,870	17,995
国土交通省	25,017	18,663	43,680
環境省	80	—	80
計	38,222	23,559	61,781

経済協力費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
510,811	(505,018) 682,744	(5,793) △ 171,932

この経費は、経済協力のための諸施策の実施に必要な経費である。

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 無償資金協力

無償資金協力を実施するために必要な予算については、「自由で開かれたインド太平洋」の戦略的な実現、グローバルな課題への対応、複雑さを増す安全保障・経済環境への対応等に必要経費として、153,100百万円を計上している。

(2) 技術協力(独立行政法人国際協力機構)

独立行政法人国際協力機構が実施する技術協力のために必要な予算については、「自由で開かれたインド太平洋」の戦略的な実現、グローバルな課題への対応、複雑さを増す安全保障・経済環境への対応等に必要経費として、150,030百万円を計上している。

(3) 国際分担金・拠出金

我が国にとっての支払の必要性等を踏まえ、122,388百万円を計上している。

(注) 計数中には、留学生関係経費に計上されているものが含まれている。

(4) 円借款等

独立行政法人国際協力機構の有償資金協力部門が実施する、円借款等の事業規模については2,320,000百万円であり、その原資の一部として、一般会計出資金50,280百万円を計上している。

(5) 留学生関係経費

留学生関係経費については、外国人留学生への奨学金の給付等に必要経費として、28,420百万円を計上している。

(注) 計数中には、国際分担金・拠出金に計上されているものが含まれている。

経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
(内閣府所管)		
経済協力開発機構拠出金等	217	208

(外務省所管)		
政府開発援助経済開発等援助費	153,100	(151,440) 164,145
政府開発援助独立行政法人国際協力機構運営費交付金等	150,030	(148,380) 156,625
国際分担金・拠出金	74,139	(75,886) 181,129
国際連合分担金	33,437	(38,219) 41,390
世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金	5,400	(662) 16,862
国際連合食糧農業機関分担金	5,259	6,046
国際連合開発計画拠出金	4,097	(4,500) 16,728
環境問題拠出金	4,093	(4,123) 5,502
国際連合教育科学文化機関分担金	3,595	4,144
経済協力開発機構分担金	3,288	4,683
国際機関職員派遣信託基金等拠出金	1,725	(1,858) 3,121
国際連合工業開発機関分担金	1,674	1,752
国際連合児童基金拠出金	1,435	(856) 10,782
国際移住機関分担金	1,286	1,273
国際連合難民高等弁務官事務所拠出金	1,126	(1,214) 13,724
その他	7,725	(6,555) 55,121
その他	2,604	2,587
計	379,872	(378,292) 504,486
(財務省所管)		
政府開発援助独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資金	50,280	(50,480) 58,380
国際開発金融機関拠出金等	36,676	(34,938) 57,792
計	86,956	(85,418) 116,172

(文部科学省所管)		
外国人留学生等経費	28,420	(28,581) 28,499
(厚生労働省所管)		
世界保健機関分担金等	11,308	(7,842) 28,701
(経済産業省所管)		
対外経済政策推進費	4,038	4,678
合計	510,811	(505,018) 682,744

中小企業対策費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
169,954	(169,461) 1,053,666	(492) △ 883,712

この経費は、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援、価格転嫁対策の推進、経営支援体制の整備等の諸施策を実施するために必要な経費である。

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 株式会社日本政策金融公庫出資等

株式会社日本政策金融公庫については、信用保険等業務において中小企業・小規模事業者に対する信用補完の充実等を図るため、44,700百万円の出資を行うこととしているほか、国民一般向け業務において業務円滑化のための補給金として、17,921百万円を計上している。また、中小企業者向け業務において業務円滑化のための補給金として、16,817百万円を計上している。

(注) 計数中には、中小企業政策推進費に計上されているものが含まれている。

(2) 中小企業政策推進費

中小企業・小規模事業者について、適切な価格転嫁のための取引実態の把握、収益力改善・事業承継に対する支援等に必要な経費として、67,458百万円を計上している。

(注) 計数中には、株式会社日本政策金融公庫出資等に計上されているものが含まれている。

(3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費等

独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する運営費交付金等に必要な経費として、19,331百

万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
(財務省所管)		
株式会社日本政策金融公庫出資金	44,700	(46,100) 54,200
株式会社日本政策金融公庫補給金	15,239	13,877
計	59,939	(59,977) 68,077
(厚生労働省所管)		
中小企業最低賃金引上げ支援対策費	2,130	(1,451) 36,700
(経済産業省所管)		
中小企業政策推進費	47,959	(49,006) 129,404
株式会社日本政策金融公庫補給金	19,499	18,338
株式会社日本政策金融公庫出資金	—	(—) 4,000
独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	18,771	(18,431) 358,431
独立行政法人中小企業基盤整備機構出資金	560	(—) 1,900
その他	21,095	(22,258) 436,815
計	107,884	(108,033) 948,889
合計	169,954	(169,461) 1,053,666

エネルギー対策費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
800,115	(811,104) 1,090,878	(△ 10,989) △ 290,763

この経費は、エネルギーの長期的・安定的な供給を確保するため、エネルギー需給対策の推進、安全かつ安定的な電力供給の確保等の諸施策を実施するために必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
国際原子力機関分担金等	5,874	6,704
核不拡散・核セキュリティ関連業務等	814	(793) 2,987

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費交付金	36,496	(36,516) 37,963
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	—	(—) 1,068
エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定へ繰入	381,125	(456,508) 609,555
エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定へ繰入	304,306	(310,583) 346,324
エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定へ繰入	71,500	—
エネルギー対策特別会計先端半導体・人工知能関連技術勘定へ繰入	—	(—) 86,277
計	800,115	(811,104) 1,090,878

また、所管別内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
内閣府	9,744	(9,644) 11,833
外務省	5,874	6,704
文部科学省	145,219	(145,249) 173,535
経済産業省	494,011	(498,124) 684,488
環境省	145,267	(151,383) 214,317
計	800,115	(811,104) 1,090,878

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費交付金等

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等において、原子力利用の安全確保のための基礎基盤研究等を行うとともに、原子力分野における人材育成等を行うこととして、37,310百万円を計上している。

(2) エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定へ繰入

この経費は、石油石炭税を財源として、石油及び天然ガスの安定的かつ低廉な供給の確保を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措置を実施する燃料安定供給対策並びに内外の経

済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措置を実施するエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源に充てるため、一般会計からエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定へ繰り入れることとして、381,125百万円を計上している(第3 特別会計「6 エネルギー対策特別会計」参照)。

(3) エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定へ繰入

この経費は、電源開発促進税を財源として、発電用施設の設置及び運転の円滑化を目的とした「発電用施設周辺地域整備法」(昭49法78)に基づく交付金の交付及びその他の発電の用に供する施設の設置や運転の円滑化に資するための財政上の措置を実施する電源立地対策、発電用施設の利用の促進、安全の確保及び発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための財政上の措置を実施する電源利用対策並びに原子力発電施設等に関する安全の確保を図るための措置を実施する原子力安全規制対策に要する費用の財源に充てるため、一般会計からエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定へ繰り入れることとして、304,306百万円を計上している(第3特別会計「6 エネルギー対策特別会計」参照)。

なお、このうち47,000百万円は中間貯蔵施設費用相当分について原子力損害賠償・廃炉等支援機構への資金交付に充てるためのものである。

(4) エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定へ繰入

この経費は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平23法94)の規定により交付された国債の償還に係る金利負担に対応するための原子力損害賠償支援資金への繰入れに要する費用の財源に充てるため、一般会計からエネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定へ繰り入れることとして、71,500百万円を計上している(第3 特別会計「6 エネルギー対策特別会計」参照)。

食料安定供給関係費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
1,272,870	(1,260,866) 1,771,099	(12,004) △ 498,229

この経費は、「食料・農業・農村基本法」(平11法106)の基本理念として掲げられている食料安全保障の確保等に資する諸施策を実施するために必要な経費である。

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 国内食料供給対策費等

この経費は、国内の食料の持続的な安定供給に向けた農畜産物の生産性の抜本的な向上等を推進するために必要な経費である。

8年度においては、水田における高収益作物等への転換に要する水田活用の直接支払交付金等や酪農経営の安定に要する加工原料乳生産者補給金の交付等を実施することとし、668,368百万円を計上している。

(2) 食料自給力確保対策費等

この経費は、食料自給力の確保に向けた持続可能な農業構造への転換、農業の生産基盤の確保及び生産性向上等を促進するために必要な経費である。

8年度においては、農業者年金給付等の負担や農業水路等長寿命化・防災減災事業等を実施することとし、331,132百万円を計上している。

(3) 国際戦略対策費

この経費は、関係構築のための国際協力や国際分野に係る分担金・拠出金等に必要な経費である。

8年度においては、緊急食糧支援事業の実施や中西部太平洋まぐろ類委員会等に対する分担金等として、11,971百万円を計上している。

(4) 農業・食品産業強化対策費

この経費は、農業生産基盤や食品産業の事業基盤の維持・強化を図るために必要な経費である。

8年度においては、生産から流通までの総合的な強い農業づくりを支援することとし、12,013百万円を計上している。

(5) 食品安全・消費者信頼確保対策費等

この経費は、食品の安全確保と食品に対する消費者の信頼の確保を図るために必要な経費である。

8年度においては、農畜水産物の安全性向上等への支援や食品表示監視強化対策等を実施することとし、9,911百万円を計上している。

(6) 多面的機能発揮促進対策費

この経費は、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るために必要な経費である。

8年度においては、地域共同で行う多面的機能を支える活動や中山間地域等における継続的な農業生産活動等を支援することとし、81,439百万円を計上している。

(7) 農山漁村活性化対策費

この経費は、農山漁村の活性化を図るために必要な経費である。

8年度においては、鳥獣による農林水産業等の被害を防止するとともに、農山漁村における定住等や農山漁村と都市との地域間交流を促進することとし、17,007百万円を計上している。

(8) 森林整備・保全費等

この経費は、森林の有する多面的機能の発揮の促進等を図るために必要な経費である。

8年度においては、森林の保全管理や森林病害虫等による被害の抑制の取組等を推進するとともに、国有林野の産物及び製品の売払い並びに国有林野の管理又は処分等を実施することとし、17,409百万円を計上している。

(9) 水産資源管理対策費等

この経費は、海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施等を図るために必要な経費である。

8年度においては、資源評価対象魚種について評価の精度向上等を図ることとし、26,189百万円を計上している。

(10) 水産業振興対策費等

この経費は、漁業経営安定対策の着実な実施と水産業の成長産業化等を図るために必要な経費である。

8年度においては、適切な資源管理と漁業経営の安定の確立のため、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象とした収入安定対策等を

実施するとともに、収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に取り組むための水産業成長産業化沿岸地域創出事業等を実施することとし、40,845百万円を計上している。経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
国内食料供給対策費等	668,368	(667,545) 826,672
食料自給力確保対策費等	331,132	(321,199) 496,736
知的財産保護・活用推進費	447	(593) 923
動植物防疫対策費等	9,151	(9,151) 12,353
食料供給確保対策費	127	(144) 504
輸入安定化促進対策費	10	(10) 2,310
国際戦略対策費	11,971	(11,159) 11,544
農林水産物・食品輸出促進対策費	6,199	(4,926) 26,235
食品産業海外展開等促進対策費	160	(162) 264
食品アクセス確保対策費	15	(124) 724
食品産業発展対策費	744	(441) 7,859
農業・食品産業強化対策費	12,013	(11,952) 20,096
食品等取引適正化対策費	201	(58) 408
食品安全・消費者信頼確保対策費等	9,911	(9,640) 10,937
農林水産業環境負荷低減推進費	588	(532) 4,009
食品産業環境負荷低減対策費	105	(80) 340
多面的機能発揮促進対策費	81,439	(81,444) 81,544
食育推進費	96	102
食文化保護・継承対策費	16	(224) 254
消費者行動変容促進費	46	(51) 158

農山漁村活性化 対策費	17,007	(16,699) 26,424
森林整備・保全 費等	17,409	(18,317) 19,217
林業振興対策費	4,953	(5,536) 8,058
林産物供給等振 興対策費	1,852	1,609
森林整備・林業 等振興対策費	6,516	(5,728) 27,673
水産資源管理対 策費等	26,189	(25,270) 29,680
水産業振興対策 費等	40,845	(41,960) 124,809
漁村活性化対策 費	4,296	(4,488) 6,322
水産業強化対策 費	1,752	(1,952) 2,852
そ の 他	19,313	(19,770) 20,482
計	1,272,870	(1,260,866) 1,771,099

その他の事項経費

その他の事項経費のうち主なものは、次のとおりである。

1 マイナンバー関係経費(内閣府所管、デジタル庁所管、総務省所管、法務省所管及び厚生労働省所管)

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
33,301	(21,634) 112,608	(11,667) △ 79,307

この経費は、マイナンバー制度の円滑な運用等を実施するために必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
(内閣府所管)		
特定個人情報監視・監督等業務費	147	183
(デジタル庁所管)		
マイナンバーに関する広報活動等に必要経費	315	(288) 488
(総務省所管)		
マイナンバーカード普及推進事業費	29,834	(20,346) 105,986

社会保障・税番号制度の利活用検討等に必要経費	45	(44) 429
マイナ救急全国展開・救急業務円滑化検討経費	—	(—) 219
計	29,879	(20,391) 106,634
(法務省所管)		
戸籍事務へのマイナンバー制度の導入経費	124	(772) 1,767
特定在留カード等導入経費	2,837	(1) 1,148
計	2,961	(773) 2,915
(厚生労働省所管)		
社会保障・税番号活用推進事業費	—	(—) 2,388
合 計	33,301	(21,634) 112,608
(注) 上記のほか、デジタル庁に一括計上している情報システム関係経費がある。		

2 地域未来交付金(内閣府所管)

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
160,000	(200,000) 300,000	(△ 40,000) △ 140,000

この経費は、地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、「強い経済」と地方の暮らしの安定を実現するため、地場産業の付加価値向上や地域発のクラスター形成等の地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組に要する経費に対して支援するための交付金である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
新しい地方経済・生活環境創生交付金	104,223	(140,223) 228,043
新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金	55,777	59,777
地域産業基盤整備推進交付金	—	(—) 12,180
計	160,000	(200,000) 300,000
(注) 計数中には、公共事業関係費に計上されているものが含まれている。		

3 沖縄振興費(内閣府所管)

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
118,049	(117,735) 126,979	(315) △ 8,930

この経費は、沖縄の優位性を活かした自立型経済の発展に向けて、より一層効果的な沖縄の振興に必要な施策の推進を図るための経費である。

内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 沖縄振興交付金事業推進費

沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するために24年度に創設された沖縄振興交付金については、経常的経費を対象とする沖縄振興特別推進交付金及び投資的経費を対象とする沖縄振興公共投資交付金に区分して計上しており、その内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
沖縄振興特別推進交付金	34,659	34,159
沖縄振興公共投資交付金	38,983	(37,984) 44,379
計	73,642	(72,143) 78,538

(2) 沖縄北部連携促進特別振興事業費

沖縄県の均衡ある発展を図る必要があることに鑑み、北部地域の連携促進と自立的発展の条件整備として、産業振興や定住条件の整備等を行う北部振興事業に要する経費(非公共事業)として、5,000百万円(7年度当初予算額4,950百万円)を計上している。

(3) 沖縄振興開発金融公庫補給金等

沖縄振興開発金融公庫については、その業務の円滑な運営に資するための補給金として、955百万円(7年度当初予算額955百万円)を計上するほか、沖縄における新事業創出促進のための出資金として100百万円を計上している。

なお、沖縄振興費には、公共事業関係費その他の主要経費に計上されているものがあり、総額として255,137百万円(7年度当初予算額254,465百万円)を計上している。これに自動車安全特別会計空港整備勘定計上分を含め、沖縄

振興予算全体としては、264,698百万円を計上している。

(参考) 沖縄振興費を含めた沖縄関係経費の所管別内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
裁判所	144	—
内閣府	259,550	(255,838) 283,574
内閣本府	243,750	(243,704) 271,173
沖縄振興交付金事業推進費	73,642	(72,143) 78,538
公共事業関係費	107,056	(106,652) 122,548
沖縄振興開発金融公庫補給金	955	(955) 1,589
沖縄振興開発金融公庫出資金	100	100
その他	61,997	(63,854) 68,399
沖縄総合事務局	11,413	(10,761) 11,028
公共事業関係費	5,793	(5,467) 5,548
その他	5,620	(5,294) 5,480
警察庁	3,439	1,354
こども家庭庁	947	18
法務省	202	66
外務省	56	56
財務省	429	270
文部科学省	1,477	1,524
厚生労働省	1,940	1,627
農林水産省	422	423
防衛省	316,611	(320,566) 391,527
うちSACO関係経費	793	832
うち米軍再編関係経費(地元負担軽減に資する措置)	104,042	(111,529) 180,880
計	580,832	(580,369) 679,067

(注) 計数中には、公共事業関係費その他の主要経費に計上されているものが含まれている。

4 北方対策費(内閣府所管、外務省所管及び国土交通省所管)

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(2,128)	(△ 30)
2,098	2,247	△ 149

この経費は、独立行政法人北方領土問題対策協会運営費交付金など北方領土問題に関する啓発等を行うために必要な経費である。

所管別内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
		(1,718)
内閣府	1,729	1,838
外務省	267	307
国土交通省	102	102
計	2,098	(2,128) 2,247

なお、北方対策費には食料安定供給関係費に計上されているものがあり、総額として2,213百万円(7年度当初予算額2,253百万円)を計上している。

5 青少年対策費(裁判所所管、内閣府所管、法務省所管、文部科学省所管及び厚生労働省所管)

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(74,429)	(2,961)
77,390	76,729	661

この経費は、健全な青少年活動の助成等のために必要な経費である。

経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
(裁判所所管)		
少年事件処理経費	6	6
(内閣府所管)		
青年国際交流経費	1,502	1,379
青少年防犯関係経費	379	378
子ども・若者育成支援推進経費	1	1
計	1,882	1,758
(法務省所管)		
青少年事件処理経費	296	(272) 290
矯正施設経費	34,419	(32,612) 32,866
更生保護活動経費	21,015	(19,513) 20,138
その他の	1,001	(947) 978

計	56,731	(53,344) 54,272
(文部科学省所管)		
独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費等	7,677	(7,703) 8,666
芸術文化等の振興	7,109	7,068
独立行政法人国立女性教育会館運営費	—	532
その他	37	39
計	14,824	(15,341) 16,304
(厚生労働省所管)		
勤労青少年の育成、福祉増進対策	64	82
職業訓練経費	3,883	(3,898) 4,307
計	3,947	(3,980) 4,389
合計	77,390	(74,429) 76,729

(注) 計数中には、文化関係費に計上されているものが含まれている。

なお、青少年対策費には保健衛生対策費、雇用労災対策費、科学技術振興費、教育振興助成費及び食料安定供給関係費に計上されているものがあり、総額として258,215百万円(7年度当初予算額91,006百万円)を計上している。

6 情報システム関係経費(デジタル庁所管)

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(457,281)	(41,759)
499,040	687,194	△ 188,154

この経費は、「デジタル庁設置法」(令3法36)等に基づき、デジタル庁による情報システムの統括・監理の下、情報システムの共通基盤の整備・運用や行政サービスのオンライン化等を推進するために必要な経費である。

7 文化関係費(文部科学省所管)

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(103,211)	(835)
104,045	145,496	△ 41,450

この経費は、芸術文化等の振興、文化財保護の充実、国立文化施設関係等に必要な経費である。

芸術文化等の振興については、文化芸術による創造性豊かな子供の育成、文化芸術創造活動

への効果的な支援等を実施することとして、23,806百万円を計上している。

文化財保護の充実については、文化財修理の抜本的強化・防災対策等の充実、史跡等の保存整備・活用等を実施することとして、43,117百万円を計上している。

国立文化施設関係については、独立行政法人国立美術館運営費、独立行政法人日本芸術文化振興会運営費等に必要な経費として、30,600百万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
芸術文化等の振興	23,806	(23,015) 43,322
文化財保護の充実	43,117	(44,044) 64,636
国立文化施設関係	30,600	(29,558) 30,605
その他	6,522	(6,594) 6,933
計	104,045	(103,211) 145,496

(注) 計数中には、青少年対策費に計上されているものが含まれている。

なお、文化庁予算(文部科学省所管)には科学技術振興費及びその他の事項経費があり、総額として106,978百万円(7年度当初予算額106,192百万円)を計上している。

8 国際観光旅客税財源充当事業費(皇室費及び国土交通省所管)

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
130,000	49,000	81,000

この経費は、国際観光旅客税の引上げを踏まえ、これを財源として、より高次元な外国人観光旅客の来訪の促進等のための観光施策を展開していくために必要な経費である。

その内容の主なものは、次のとおりである。

(1) ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備

出入国在留管理庁・税関の共同端末や保安検査場の機能増強による出入国・通関等の手続きの円滑化、日本人旅行者の安全安心な海外旅行環境の整備、外国人施策等の一環として実施するオーバーツーリズム対策の強化等

に必要な経費として、59,581百万円を計上している。

(2) 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化

需要分散のための訪日プロモーションの実施等に必要な経費として、9,196百万円を計上している。

(3) 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上

大手休憩所(仮称)の整備、新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化、文化資源を活用した観光コンテンツの造成、国立公園の環境整備等に必要な経費として、61,223百万円を計上している。

経費の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
(皇室費)		
国際観光旅客税財源宮廷に必要な経費	5,775	4,897
(国土交通省所管)		
国際観光旅客税財源出入国管理業務に必要な経費	12,777	7,881
国際観光旅客税財源海外邦人安全確保に必要な経費	17,490	—
国際観光旅客税財源輸出入貨物の通関及び関税等の徴収並びに監視取締りに必要な経費	7,051	2,428
国際観光旅客税財源文化資源の活用に必要な経費	19,812	8,417
国際観光旅客税財源観光振興に必要な経費	38,708	12,017
国際観光旅客税財源国立公園等資源の整備に必要な経費	17,811	5,860
国際観光旅客税財源独立行政法人国際観光振興機構運営費交付金に必要な経費	8,000	7,500
その他	2,575	—

計	124,225	44,103
合計	130,000	49,000

9 国有林野事業債務管理特別会計へ繰入(農林水産省所管)

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(33,395)	(1,344)
34,739	33,014	1,725

この経費は、「特別会計に関する法律」(平19法23)に基づき、国有林野事業収入相当額等の借入金の償還財源及び借入金の利子の支払財源を国有林野事業債務管理特別会計へ繰り入れるために必要な経費である。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
借入金利子国有林野事業債務管理特別会計へ繰入	7,714	(3,846) 3,465
国有林野事業収入財源借入金債務処理費国有林野事業債務管理特別会計へ繰入	27,026	29,549
計	34,739	(33,395) 33,014

10 自動車安全特別会計へ繰入(国土交通省所管)

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
—	(6,500) 580,560	(△ 6,500) △ 580,560

前年度限りの経費である。

東日本大震災復興特別会計への繰入

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
68,835	(221) 26,300	(68,614) 42,534

復興費用等の財源に充てるため、「特別会計に関する法律」(平19法23)に基づき、一般会計から東日本大震災復興特別会計に繰り入れることとしている。

予 備 費

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
1,000,000	(739,483) 1,449,256	(260,517) △ 449,256

予見し難い予算の不足に充てるため、計上することとしている。